

社会保障審議会障害者部会（第 145 回）・ こども家庭審議会障害児支援部会（第 10 回）	
R7. 1. 30	参考資料 4

令和 5 年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

令和 6 年 1 2 月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

**令和５年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書**

目 次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報件数	3
(2) 相談・通報・届出者	3
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	4
(4) 事実確認の状況	4
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	6
(6) 事実確認調査の結果	6
(7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況	7
(8) 虐待行為の類型と程度	8
(9) 被虐待者の状況	9
(10) 虐待者の状況	11
(11) 虐待の発生要因等	12
(12) 虐待への対応策	13
(13) 虐待等による死亡事例	14
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	15
2－1 市区町村における対応状況等	15
(1) 相談・通報件数	15
(2) 相談・通報・届出者	15
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	16
(4) 市区町村における事実確認の状況	16
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	18
(6) 都道府県への報告	18
(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況	19
(8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況	19
2－2 都道府県における対応状況等	20
(1) 市区町村からの報告事例	20
(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例	20
(3) 都道府県が直接把握した事例	20
(4) 虐待の事実が認められた事例件数	21
2－3 障害者虐待の事実が認められた事例について	22
(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況	22
(2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度	23
(3) 被虐待者の状況	23
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	24
(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応	26

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	26
(7) 虐待等による死亡事例	27
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	28
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	28
(2) 相談・通報・届出者（複数回答）	28
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	28
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	28
(2) 相談内容に該当する機関	28
(3) 相談の対応状況	29
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	30
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	30
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	33
参考資料 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較	36
参 1－1 養護者による障害者虐待	36
参 1－2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	38
参考資料 2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）	40
参 2－1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	40
参 2－2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	47

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）を受けて、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、令和 5 年度中（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - （1）相談・通報件数及び相談・通報者
 - （2）相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - （3）事実確認の状況と結果
 - （4）虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - （5）虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
 - （6）虐待行為の類型と程度
 - （7）被虐待者等の状況
 - （8）虐待への対応策
 - （9）死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - （1）相談・通報件数及び相談・通報者
 - （2）相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - （3）事実確認の状況と結果
 - （4）虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - （5）支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況
 - （6）支給決定自治体として虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例における利用者に行った支援の状況
3. 使用者による障害者虐待
 - （1）相談・通報件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
 - （1）相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1 及び 2 における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数（表1、表2）

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、9,972件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が9,883件、都道府県が受け付けた件数が89件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	577	東京都	685	滋賀県	146	香川県	53
青森県	74	神奈川県	823	京都府	189	愛媛県	40
岩手県	30	新潟県	434	大阪府	1,841	高知県	39
宮城県	261	富山県	53	兵庫県	536	福岡県	244
秋田県	13	石川県	116	奈良県	58	佐賀県	17
山形県	35	福井県	37	和歌山県	54	長崎県	63
福島県	93	山梨県	34	鳥取県	25	熊本県	128
茨城県	85	長野県	112	島根県	30	大分県	105
栃木県	38	岐阜県	66	岡山県	120	宮崎県	143
群馬県	52	静岡県	115	広島県	144	鹿児島県	67
埼玉県	826	愛知県	655	山口県	43	沖縄県	123
千葉県	475	三重県	40	徳島県	35	合計	9,972

市区町村が受け付けた件数が9,883件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は91.1%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は8.9%であった。

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	9,003	880	9,883
構成割合	91.1%	8.9%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた9,883件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が52.6%と最も高く、次いで「本人による届出」が11.4%、「施設・事業所の職員」が11.0%、「相談支援専門員」が10.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数9,972件に対する割合を記載している。

表 3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,138	261	159	20	293	36	1,048	1,095	28	5,243
構成割合	11.4%	2.6%	1.6%	0.2%	2.9%	0.4%	10.5%	11.0%	0.3%	52.6%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	412	126	28	311	76	10,274
構成割合	4.1%	1.3%	0.3%	3.1%	0.8%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数9,972件に対するもの

表 3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	137	225	664	43	4	5	60	1,138
構成割合	12.0%	19.8%	58.3%	3.8%	0.4%	0.4%	5.3%	100.0%

（注）構成割合は、本人による届出件数1,138件に対するもの

（３）相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（表 4）

対応方針（初動対応）を協議した事例件数 9,948 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 81.5%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 13.8%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 11.1%であった。

表 4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数	9,948	-
参加者		
市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数（直営の障害者虐待防止センター職員含む）	9,601	96.5%
市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	8,104	81.5%
委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,376	13.8%
上記のメンバー以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例件数	1,109	11.1%

（注）構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数9,948件に対するもの。

（４）事実確認の状況（表 5、表 6、表 7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 9,972 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 171 件を加えた 10,143 件のうち「事実確認調査を行った」が 8,351 件（82.3%）、「事実確認調査を行っていない」が 1,792 件（17.7%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 24 件を含む）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 199 件（2.4%）であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 3,261 件（40.0%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 4,891 件（60.0%）であった。

事実確認を行っていない事例 1,792 件の内訳は、「（都道府県又は市区町村において）相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1,365 件（76.2%）であった。

表 5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	8,351	82.3%
立入調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例	8,152	(97.6%)
訪問調査により事実確認を行った事例	3,261	[40.0%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	4,891	[60.0%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	199	(2.4%)
（立入調査のうち）警察が同行した事例	60	[30.2%]
（立入調査のうち）警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	139	[69.8%]
事実確認調査を行っていない事例	1,792	17.7%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1,365	(76.2%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	191	(10.7%)
他部署等への引継ぎ	236	(13.2%)
合計	10,143	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数9,972件と、前年度市区町村が検討中とした事例171件を加えた10,143件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日（当日）」が 42.5%、「1日（翌日）」が 13.3%であった。「2日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 61.5%、一方、事実確認を行うまでに 3 日以上の日数を要した割合は 38.5%であった。

表 6 事実確認を行うまでの日数

	0日 （当日）	1日 （翌日）	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	3,553	1,113	473	1,379	869	362	158	444	8,351
構成割合	42.5%	13.3%	5.7%	16.5%	10.4%	4.3%	1.9%	5.3%	100.0%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例8,351件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が 3.3%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなれないと考えられる事例」が 26.4%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 37.7%、「その他」が 31.2%であった。

表 7 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	45	3.3%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなれないと考えられる事例	361	26.4%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	514	37.7%
その他	426	31.2%

（注）構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例1,365件に対するもの。

(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 8）

虐待の有無の判断を行った協議件数 8,351 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.5%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 82.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 15.6%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 12.1%であった。

表 8 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数		8,351	－
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	8,056	96.5%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	6,906	82.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,303	15.6%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	1,012	12.1%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例8,351件に対するもの。

(6) 事実確認調査の結果（表 9-1、表 9-2、表 10、表 11）

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例」（以下、虐待判断事例という。）の件数は 2,283 件であり、事実確認調査を行った件数の 27.3%を占めた。

表 9-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	2,283	27.3%
虐待ではないと判断した事例	3,837	45.9%
虐待の判断に至らなかった事例	2,231	26.7%
合計	8,351	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数8,351件に対するもの。

表 9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	52	東京都	188	滋賀県	70	香川県	14
青森県	24	神奈川県	194	京都府	80	愛媛県	12
岩手県	7	新潟県	81	大阪府	236	高知県	16
宮城県	83	富山県	23	兵庫県	88	福岡県	54
秋田県	5	石川県	59	奈良県	15	佐賀県	3
山形県	15	福井県	9	和歌山県	34	長崎県	37
福島県	40	山梨県	9	鳥取県	5	熊本県	10
茨城県	36	長野県	35	島根県	9	大分県	10
栃木県	14	岐阜県	14	岡山県	51	宮崎県	12
群馬県	11	静岡県	47	広島県	48	鹿児島県	8
埼玉県	108	愛知県	205	山口県	19	沖縄県	35
千葉県	135	三重県	13	徳島県	10	合計	2,283

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなととえられる事例」が 51.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満ととえられる事例」が 28.3%、「その他」が 21.4%であった。

表 10 虐待ではないと判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	1,963	51.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,084	28.3%
その他	822	21.4%

（注）構成割合は、虐待ではないと判断した事例3,837件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が86.5%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が6.4%、「その他」が9.6%であった。

表 11 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,929	86.5%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	142	6.4%
その他	214	9.6%

（注）構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例2,231件に対するもの。

（7）虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況（表 12-1、表 12-2）

表 9-1「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が62.3%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が58.7%と最も高く、次いで「定期的な見守りの実施」が31.7%、「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が28.4%であった。

表 12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	3,783	62.3%
現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった）	2,285	37.7%
合計	6,068	100.0%

（注）構成割合は、合計（虐待ではないと判断した事例＋虐待の判断に至らなかった事例）6,068件に対するもの。

表 12-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言	2,219	58.7%
本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	1,076	28.4%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	10	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	219	5.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	304	8.0%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	102	2.7%
定期的な見守りの実施	1,200	31.7%
その他	132	3.5%

（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った3,783件に対するもの。

以下、表 9-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の 2,283 件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（８）虐待行為の類型と程度

ア．虐待行為の類型（複数回答）（表 13-1、表 13-2）

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が 67.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 32.0%、「経済的虐待」が 16.5%、「放棄、放置」が 11.2%、「性的虐待」が 2.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 24 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 2,283 件と一致しない。

※性別については、不明の 1 件を除いている。

表 13-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,542	52	730	255	376	2,955
構成割合	67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%	－

（注）構成割合は、虐待判断事例件数 2,283 件に対するもの。

表 13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐待者の性別	男性	件数	507	6	243	134	173	1,063
		構成割合	61.5%	0.7%	29.5%	16.3%	21.0%	－
	女性	件数	1,035	46	486	121	203	1,891
		構成割合	70.9%	3.2%	33.3%	8.3%	13.9%	－

（注）構成割合は、被虐待者数（男性 824 人、女性 1,460 人、性別不明は除く）に対するもの。

イ．虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 59.3%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 29.6%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 11.0%を占めた。

表 14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,753	59.3%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	876	29.6%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	326	11.0%
合計	2,955	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数 2,955 件に対するもの。

ウ．経済的虐待の内容（複数回答）（表 15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 72.3%、「その他」が 43.1%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 376 件と一致しない。

表 15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	272	2	1	162	437
構成割合	72.3%	0.5%	0.3%	43.1%	－

（注）構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数376件に対するもの。

（９）被虐待者の状況

1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 2,283 件に対し被虐待者数は 2,285 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

性別では「女性」が 63.9%、「男性」が 36.1%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。なお被虐待者数には不明 1 名が含まれている。年齢階級別では「50～59 歳」が 24.2%と多く、次いで「20～29 歳」が 22.5%、「40～49 歳」が 19.3%であった。

表 16 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	824	1,460	1	2,285
構成割合	36.1%	63.9%	0.0%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

表 17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	133	513	356	440	552	241	47	3	2,285
構成割合	5.8%	22.5%	15.6%	19.3%	24.2%	10.5%	2.1%	0.1%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 18）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が 45.7%と最も多く、次いで「精神障害」が 44.4%、「身体障害」が 16.8%であった。

※1 人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数 2,285 人と一致しない。

表 18 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	384	1,044	1,015	79	49	2,571
構成割合	16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%	－

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 19、表 20）

被虐待者 2,285 人のうち、障害支援区分のある者が全体の 50.0%、障害支援区分がない者は 49.0%であった。区分がある者のうち「区分 3」が全体の 12.3%、次いで「区分 4」が 11.1%、「区分 2」が 11.0%であった。

また、行動障害がある者が全体の 27.0%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	14	251	281	254	170	174	1,119	22	2,285
構成割合	0.6%	11.0%	12.3%	11.1%	7.4%	7.6%	49.0%	1.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

表 20 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	224	36	356	1,620	49	2,285
構成割合	9.8%	1.6%	15.6%	70.9%	2.1%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が57.4%と最も多く、「自立支援医療」が31.3%であった。サービスの利用がない者は23.5%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,285人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,312	15	715	274	65	28	13	69	536	6	3,033
構成割合	57.4%	0.7%	31.3%	12.0%	2.8%	1.2%	0.6%	3.0%	23.5%	0.3%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 22）

「虐待者との同居」が84.5%を占めている状況であった。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者との同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
件数	1,930	325	29	1	2,285
構成割合	84.5%	14.2%	1.3%	0.0%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 23）

被虐待者を含む世帯構成は「両親」と同居する者が13.5%、「その他」が13.2%、「配偶者」と同居する者が12.6%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の48.0%を占めていた。

表 23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	207	287	196	309	273	96	51	212
構成割合	9.1%	12.6%	8.6%	13.5%	11.9%	4.2%	2.2%	9.3%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	158	122	69	301	4	2,285
構成割合	6.9%	5.3%	3.0%	13.2%	0.2%	—

(注) 構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

(10) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 2,283 件に対し虐待者数は 2,451 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 24、表 25）

虐待者の性別では、「男性」が 62.2%、「女性」が 37.7%と、「男性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 39.8%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 27.7%、「40～49 歳」が 15.6%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 7 割弱を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,525	924	2	2,451
構成割合	62.2%	37.7%	0.1%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数2,451人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	6	154	200	382	680	976	53	2,451
構成割合	0.2%	6.3%	8.2%	15.6%	27.7%	39.8%	2.2%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数2,451人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 26）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が 24.8%と最も多く、次いで「父」23.7%、「夫」16.1%、「兄弟」11.2%、「その他」9.8%、「姉妹」4.5%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	581	609	395	84	87	45	2	1
構成割合	23.7%	24.8%	16.1%	3.4%	3.5%	1.8%	0.1%	0.0%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	275	110	10	11	240	1	2,451
構成割合	11.2%	4.5%	0.4%	0.4%	9.8%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者数2,451人に対するもの。

(11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27-1、表 27-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 41.3%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 23.7%、「虐待者の介護疲れ」が 23.3%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 23.3%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 13.0%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 43.0%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も 15.3%となっている。

表 27-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	532	541	135	399	225	944	370	207
構成割合	23.3%	23.7%	5.9%	17.5%	9.8%	41.3%	16.2%	9.1%

表 27-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	533	296	206	983	350	287	87
構成割合	23.3%	13.0%	9.0%	43.0%	15.3%	12.6%	3.8%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の 48.1%を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 13.1%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 22.4%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	299	512	1,098	376	2,285
構成割合	13.1%	22.4%	48.1%	16.5%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数2,285人に対するもの。

(12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 29)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 773 人 (33.8%) であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数 (一度も分離していない)」は 1,071 人 (46.9%) であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	773	33.8%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数 (一度も分離していない被虐待者数)	1,071	46.9%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	261	11.4%
その他	112	4.9%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	68	3.0%
合計	2,285	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数 2,285 人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳 (複数回答) (表 30)

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が 45.9% と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 41.6%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 14.6%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 14.2%、「その他」が 6.5%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 5.4% であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳 (複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導 (介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	1,018	45.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	14	0.6%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	314	14.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	324	14.6%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	119	5.4%
再発防止のための定期的な見守りの実施	922	41.6%
その他	143	6.5%
合計	2,854	—

(注) 構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数 68 人を除く 2,217 人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳 (表 31)

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 45.0% と最も多く、次いで「その他」が 23.9%、「医療機関への一時入院」が 12.8%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 11.9%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 6.3% の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 26.8% であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 49 人のうち 32 人 (65.3%) に面会制限が行われていた。

表 31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	348	45.0%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	49	6.3%
措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	32	(65.3%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	92	11.9%
医療機関への一時入院	99	12.8%
その他	185	23.9%
合計	773	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	207	(26.8%)

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数773人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が 68 人、「利用手続き中」が 56 人であり、これらを合わせた 124 人のうち、市町村長申立の事例は 65 人（52.4%）を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は 28 人であった。

(13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は 1 件報告された。

被虐待者の性別は「男性」であり、年齢は「45～49 歳」、障害種別は「精神障害」であった。虐待者は 1 人、性別は「男性」、続柄は「父」であった。虐待行為の類型は、「身体的虐待」であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1) 相談・通報件数（表 32、表 33）

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、5,618件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が5,259件、都道府県が受け付けた件数が359件であった。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	203	東京都	728	滋賀県	107	香川県	55
青森県	34	神奈川県	419	京都府	110	愛媛県	32
岩手県	19	新潟県	36	大阪府	452	高知県	35
宮城県	96	富山県	22	兵庫県	251	福岡県	211
秋田県	18	石川県	41	奈良県	62	佐賀県	39
山形県	32	福井県	58	和歌山県	35	長崎県	55
福島県	48	山梨県	38	鳥取県	21	熊本県	44
茨城県	84	長野県	118	島根県	28	大分県	67
栃木県	58	岐阜県	75	岡山県	118	宮崎県	60
群馬県	88	静岡県	111	広島県	105	鹿児島県	53
埼玉県	249	愛知県	519	山口県	41	沖縄県	94
千葉県	320	三重県	99	徳島県	30	合計	5,618

市区町村が受け付けた件数が5,259件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は88.2%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は11.8%であった。

表 33 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当 部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で 運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センター での受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	4,639	620	5,259
構成割合	88.2%	11.8%	100.0%

(注) 構成割合は、市区町村で受け付けた5,259件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表 34）

「当該施設・事業所_その他の職員」による通報が17.0%と最も多く、次いで「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が14.4%、「本人による届出」が14.3%、「家族・親族」による通報が10.4%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は3.9%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数5,618件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	804	586	152	2	79	25	474	809	198	11	12	954
構成割合	14.3%	10.4%	2.7%	0.0%	1.4%	0.4%	8.4%	14.4%	3.5%	0.2%	0.2%	17.0%

	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）	合計
件数	276	75	6	240	338	70	8	9	18	425	319	5,890
構成割合	4.9%	1.3%	0.1%	4.3%	6.0%	1.2%	0.1%	0.2%	0.3%	7.6%	5.7%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数5,618件に対するもの。

（３）相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（表 35）

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 5,789 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.6%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 85.2%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 8.6%であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数		5,789	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数（直営の障害者虐待防止センター職員含む）	5,592	96.6%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,930	85.2%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	635	11.0%
	上記のメンバー以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例件数	498	8.6%

（注）構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数5,789件に対するもの。

（４）市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 5,259 件、都道府県から連絡のあった 530 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 221 件の計 6,010 件うち、「事実確認調査を行った」が 4,880 件（81.2%）、「事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は次年度）」が 414 件（6.9%）、「事実確認調査を行っていない」が 716 件（11.9%）であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 1,449 件（29.7%）である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 1,607 件（32.9%）、「虐待の判断に至らなかった事例」が 1,824 件（37.4%）であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 518 件（72.3%）、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 83 件（11.6%）であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 8 件（1.1%）であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	4,880	81.2%
虐待の事実が認められた事例	1,449	(29.7%)
虐待の事実が認められなかった事例	1,607	(32.9%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1,824	(37.4%)
事実確認調査中の事例(虐待の有無の判断は次年度)	414	6.9%
事実確認調査を行っていない事例	716	11.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	518	(72.3%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	83	(11.6%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	8	(1.1%)
その他	107	(14.9%)
合計	6,010	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数5,259件、都道府県から市区町村へ連絡された件数530件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例221件)の合計6,010件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなないと考えられる事例」が14.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が62.0%、「その他」が26.8%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなとと考えらるる事例	228	14.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えらるる事例	996	62.0%
その他	430	26.8%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例1,607件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が92.3%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が0.9%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が0.7%、「その他」が6.4%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,684	92.3%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	17	0.9%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	12	0.7%
その他	117	6.4%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例1,824件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなとと考えらるる事例」が29.0%、「サービスに対する苦情等と考えらるる事例」が18.3%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えらるる事例」が34.2%、「その他」が20.5%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなととえらるる事例	150	29.0%
サービスに対する苦情等とえらるる事例	95	18.3%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満とえらるる事例	177	34.2%
その他	106	20.5%

（注）構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例518件に対するもの。

（５）虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）4,880 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.8%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 86.9%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 11.4%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.6%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	4,880	-
参加者 市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数（直営の障害者虐待防止センター職員含む）	4,673	95.8%
市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,242	86.9%
委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	556	11.4%
上記のメンバー以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例件数	518	10.6%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例4,880件に対するもの。

（６）都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 5 年度において、市区町村から都道府県へ 1,461 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 1,449 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 12 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,449	99.2%
報告済み	1,449	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	12	0.8%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	4	(33.3%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	8	(66.7%)
合計	1,461	100.0%

（注）構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数1,461件に対するもの。

(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表 39-1、表 39-2）

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 46.7%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 66.3%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 26.0%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	676	46.7%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	751	51.8%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	22	1.5%
合計	1,449	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例1,449件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	19	2.8%
サービス等利用計画を見直した	176	26.0%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	11	1.6%
定期的な見守りの実施	448	66.3%
その他の保護(病院への一時入院等)	13	1.9%
その他	103	15.2%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った676件に対するもの。

(8) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況（表 40-1、表 40-2）

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 38.6%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 50.4%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 40.4%であった。

表 40-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	1,324	38.6%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	1,943	56.6%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	164	4.8%
合計	3,431	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例＋虐待の判断に至らなかった事例)3,431件に対するもの。

表 40-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	535	40.4%
サービス等利用計画を見直した	205	15.5%
定期的な見守りの実施	667	50.4%
その他	167	12.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った1,324件に対するもの。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村からの報告事例（表 41）

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数（表 38）には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 1,181 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 1,171 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 10 件であった。

表 41 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1,171	99.2%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	10	0.8%
合計	1,181	100.0%

（注）構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数 1,181 件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表 38 と一致しない。

(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例（表 42）

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 10 件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった 2 件の計 12 件のうち、10 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 4 件、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 3 件であった。

表 42 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	4	33.3%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	3	25.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	3	25.0%
事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は今後）	2	16.7%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	0	0.0%
合計	12	100.0%

（注）構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数 10 件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）で、該当年度に事実確認を行った事例 2 件を加えた 12 件に対するもの。

(3) 都道府県が直接把握した事例（表 43）

市区町村から報告があったものの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 404 件のうち 329 件が市区町村に連絡されていた（1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては 530）。残り 75 件のうち 46 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 19 件、「虐待ではないと判断した事例」が 19 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 8 件であった。

表 43 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	359	－
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	2	－
	監査・実地指導等により判明した事例	43	－
	計	404	－
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		329	81.4%
都道府県が対応した件数		75	18.6%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	19	(25.3%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	19	(25.3%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	8	(10.7%)
	事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は今後）	1	(1.3%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	1	(1.3%)
	事実確認調査を行わなかった事例（通報段階で判断できた）	27	(36.0%)

（注）構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例359件、昨年度から繰り越した事例2件、監査・実地指導等により判明した事例43件の計404件に対するもの。

（４）虐待の事実が認められた事例件数（表 44-1、表 44-2）

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が1,171件（表 41）、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が4件（表 42）、都道府県が直接把握した事例が19件（表 43）であり、これらを合わせた総数は、1,194件（表 44-1）であった。これを都道府県別にみると表 44-2 のとおりである。

表 44-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	1,171	4	19	1,194

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	39	東京都	103	滋賀県	20	香川県	9
青森県	15	神奈川県	101	京都府	27	愛媛県	6
岩手県	2	新潟県	11	大阪府	117	高知県	16
宮城県	16	富山県	5	兵庫県	59	福岡県	23
秋田県	8	石川県	13	奈良県	15	佐賀県	14
山形県	4	福井県	20	和歌山県	4	長崎県	11
福島県	18	山梨県	7	鳥取県	5	熊本県	12
茨城県	18	長野県	23	島根県	6	大分県	9
栃木県	15	岐阜県	11	岡山県	27	宮崎県	17
群馬県	15	静岡県	32	広島県	20	鹿児島県	8
埼玉県	46	愛知県	116	山口県	8	沖縄県	25
千葉県	72	三重県	22	徳島県	4	合計	1,194

2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた1,194件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況（表45、表46）

「共同生活援助」が28.3%と最も多く、次いで「障害者支援施設」が20.4%、「生活介護」が12.7%、「放課後等デイサービス」が12.2%、「就労継続支援B型」が10.4%の順であった。

表45 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
自立生活援助事業	0	0.0%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
福祉ホーム	0	0.0%
児童発達支援	24	2.0%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
児童相談支援	0	0.0%
合計	1,194	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数1,194件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

1,194施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成24年10月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は454、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は337、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は31であった。

表46 施設・事業所の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	454	38.0%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	337	28.2%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	31	2.6%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数1,194件に対するもの。

(2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表 47）

虐待行為の類型（複数回答）は、「身体的虐待」が51.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が48.0%、「性的虐待」が11.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは92件であった。

表 47 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	620	131	573	82	97	1,503
構成割合	51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%	－

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,194件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 48）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が69.2%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が23.0%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が7.8%であった。

表 48 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,040	69.2%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	346	23.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	117	7.8%
合計	1,503	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

(3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の27件を除く1,167件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、1,167件の事例に対し被虐待者数は2,356人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 49、表 50）

性別については、「男性」が66.6%、「女性」が33.4%と、全体の7割弱が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が20.4%、「50～59歳」が17.9%、「30～39歳」が16.8%、「40～49歳」が16.8%、「～19歳」が13.4%であった。

表 49 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	1,569	787	2,356
構成割合	66.6%	33.4%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。

表 50 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	316	481	396	395	422	163	133	50	2,356
構成割合	13.4%	20.4%	16.8%	16.8%	17.9%	6.9%	5.6%	2.1%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 51）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 74.3%と最も多く、次いで「精神障害」が 18.9%、「身体障害」が 18.8%であった。

※1 人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 2,356 人と一致しない。

表 51 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	444	1,751	446	80	19	58	2,798
構成割合	18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%	2.5%	－

（注）被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,356人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 52、表 53）

被虐待者 2,356 人のうち、障害支援区分のある者が 79.3%を占めていた。「区分 6」が全体の 28.0%と最も多く、次いで「区分 5」が 18.7%、「区分 4」が 15.9%であった。また、行動障害がある者が全体の 48.0%を占めていた。

表 52 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	7	141	245	375	441	660	361	126	2,356
構成割合	0.3%	6.0%	10.4%	15.9%	18.7%	28.0%	15.3%	5.3%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,356人に対するもの。

表 53 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	742	26	364	727	497	2,356
構成割合	31.5%	1.1%	15.4%	30.9%	21.1%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった27件を除く1,167件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者2,356人に対するもの。

（４）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 47 件を除く 1,147 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、1,147 件の事例に対し虐待者数は 1,345 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 54、表 55）

「男性」が 68.3%、「女性」が 31.7%であった。年齢については、「60 歳以上」が 18.8%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 17.4%、「30～39 歳」が 16.1%であった。

表 54 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	919	426	1,345
構成割合	68.3%	31.7%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

表 55 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	99	216	214	234	253	329	1,345
構成割合	7.4%	16.1%	15.9%	17.4%	18.8%	24.5%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態（表 56、表 57）

「生活支援員」が41.8%、「管理者」が10.9%、「世話人」が10.1%、「サービス管理責任者」が6.8%、「その他従事者」が6.1%であった。

雇用形態は、「正規職員」が62.4%、「非正規職員」が17.8%、「不明」が19.8%であった。

表 56 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	91	6.8%
管理者	146	10.9%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	56	4.2%
看護職員	29	2.2%
生活支援員	562	41.8%
理学療法士	3	0.2%
作業療法士	1	0.1%
言語聴覚士	1	0.1%
職業指導員	36	2.7%
就労支援員	13	1.0%
地域生活支援員（自立生活援助）	0	0.0%
就労定着支援員（就労定着支援）	1	0.1%
サービス提供責任者	4	0.3%
世話人	136	10.1%
機能訓練指導員	3	0.2%
相談支援専門員	8	0.6%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	22	1.6%
保育士	16	1.2%
児童発達支援管理責任者	31	2.3%
機能訓練担当職員	1	0.1%
児童指導員	57	4.2%
栄養士	1	0.1%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	2	0.1%
居宅介護従業者	25	1.9%
重度訪問介護従業者	3	0.2%
行動援護従業者	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	82	6.1%
不明	15	1.1%
合計	1,345	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

表 57 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	839	62.4%
非正規職員	240	17.8%
不明	266	19.8%
合計	1,345	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者1,345人に対するもの。

（５）虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア．虐待の発生要因（複数回答）（表 58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 65.4%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 55.6%、「倫理観や理念の欠如」が 54.6%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 3 割弱となっている。

表 58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	750	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	638	55.6%
倫理観や理念の欠如	626	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	309	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	313	27.3%

（注）構成割合は、虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件に対するもの。

イ．施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 72.9%、「虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知」割合が 60.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 57.6%、「通報義務の履行」割合が 49.8%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	688	57.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	870	72.9%
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	725	60.7%
通報義務の履行	595	49.8%

（注）構成割合は、虐待判断事例件数1,194件に対するもの。

（６）虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 60-1、表 60-2、表 60-3、表 60-4）

虐待の事実が認められた事例 1,194 件のうち、市区町村又は都道府県が行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 809 件、「改善計画の提出依頼」が 755 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 352 件であった。

表 60-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導
	809
	改善計画の提出依頼
	755
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導
	352

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が 358 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 79 件、「改善命令」が 7 件、「指定の効力の全部又は一部停止」が 32 件、「指定取消」が 13 件であった。その他都道府県等による一般指導は 402 件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 60-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	358
	改善勧告	79
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	7
	指定の効力の全部又は一部停止	32
	指定取消	13
	合計	489
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	402

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 1,071 件、「勧告・命令等への対応」が 40 件であった。

表 60-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	1,071
	勧告・命令等への対応	40

（注）「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出（743件）以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数（328件）も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は 41 件であった。

表 60-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	41

（7）虐待等による死亡事例

障害者福祉施設従事者等からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は 1 件報告された。

「障害者支援施設」における事例であり、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「50～54 歳」、障害種別（重複）は「身体障害」、「知的障害」であった。虐待者は 1 人、性別は「男性」、職名又は職種は「生活支援員」であった。虐待行為の類型は、「放棄・放置」であった。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は675件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が496件、都道府県が受け付けた件数が179件であった。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表61）

「本人による届出」が41.0%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が12.3%、「家族・親族」による通報が11.7%、「その他」による通報が10.1%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数675件に対する割合を記載している。

表61 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	277	79	15	0	9	3	50	83	10
構成割合	41.0%	11.7%	2.2%	0.0%	1.3%	0.4%	7.4%	12.3%	1.5%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	27	14	7	21	2	68	23	688
構成割合	4.0%	2.1%	1.0%	3.1%	0.3%	10.1%	3.4%	—

（注）構成割合は、相談・通報件数675件に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和5年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は615件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が389件、都道府県が受け付けた件数が226件であった。

(2) 相談内容に該当する機関（表62）

（1）の相談内容に該当する機関は「学校」が5.2%、「保育所等」が0.3%、「医療機関」が22.0%、「官公署等」が17.2%であった。

表62 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	32	5.2%
保育所等	2	0.3%
医療機関	135	22.0%
官公署等	106	17.2%
その他	268	43.6%
不明	72	11.7%
合計	615	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数615件に対するもの。

(3) 相談の対応状況 (表 63)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 214 件であった。このうち、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 23 件、「保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 2 件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 83 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 28 件、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 78 件であった。

表 63 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	214	39.4%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	23	(10.7%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(0.9%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	83	(38.8%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	28	(13.1%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	78	(36.4%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	329	60.6%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	9	(2.7%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	52	(15.8%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	78	(23.7%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	190	(57.8%)
合計	543	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数 615 件から該当機関が不明の 72 件を除いた 543 件に対するもの。() 内は各内訳での構成割合。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和5年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 64）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 64 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（令和5年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,339
		構成割合	77.1%
	委託のみ	市区町村数	198
		構成割合	11.4%
	直営と委託の両方	市区町村数	200
		構成割合	11.5%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 65-1～表 65-3）

令和5年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 65-1 に示す。

表 65-1 市区町村における体制整備等に関する状況（令和5年度末）

			実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		市区町村数	1,314	423
		構成割合	75.6%	24.4%
住民への通報義務の周知		市区町村数	1,086	651
		構成割合	62.5%	37.5%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		市区町村数	1,416	321
		構成割合	81.5%	18.5%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修		市区町村数	1,125	612
		構成割合	64.8%	35.2%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動		市区町村数	630	1,107
		構成割合	36.3%	63.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		市区町村数	810	927
		構成割合	46.6%	53.4%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		市区町村数	636	1,101
		構成割合	36.6%	63.4%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組		市区町村数	1,046	691
		構成割合	60.2%	39.8%
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている		市区町村数	607	439
		構成割合	58.0%	42.0%
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	市区町村数	289	757
		構成割合	27.6%	72.4%
		市区町村数	435	611
		構成割合	41.6%	58.4%
		市区町村数	226	820
		構成割合	21.6%	78.4%
		市区町村数	270	776
		構成割合	25.8%	74.2%
		市区町村数	573	473
		構成割合	54.8%	45.2%
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		市区町村数	1,101	636
		構成割合	63.4%	36.6%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	903	834
		構成割合	52.0%	48.0%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	588	1,149
		構成割合	33.9%	66.1%
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保		市区町村数	579	1,158
		構成割合	33.3%	66.7%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整		市区町村数	695	1,042
		構成割合	40.0%	60.0%
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保		市区町村数	835	902
		構成割合	48.1%	51.9%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	689	1,048
		構成割合	39.7%	60.3%
	業務指針の作成	市区町村数	425	1,312
		構成割合	24.5%	75.5%
	対応フロー図の作成	市区町村数	759	978
		構成割合	43.7%	56.3%
	事例集の作成	市区町村数	108	1,629
		構成割合	6.2%	93.8%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		市区町村数	815	922
		構成割合	46.9%	53.1%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	488	1,249
		構成割合	28.1%	71.9%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	490	1,247
		構成割合	28.2%	71.8%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	413	1,324
		構成割合	23.8%	76.2%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	402	1,335
		構成割合	23.1%	76.9%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応		市区町村数	542	1,195
		構成割合	31.2%	68.8%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、846市区町村が実施済みであった。

表 65-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	市区町村数	846	891
	構成割合	48.7%	51.3%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,416自治体（表 65-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が1,025自治体（59.0%）、「保健師」が876自治体（50.4%）、「精神保健福祉士」が592自治体（34.1%）と多かった。

表 65-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	876	861
	構成割合	50.4%	49.6%
社会福祉士	市区町村数	1,025	712
	構成割合	59.0%	41.0%
精神保健福祉士	市区町村数	592	1,145
	構成割合	34.1%	65.9%
介護福祉士	市区町村数	273	1,464
	構成割合	15.7%	84.3%
社会福祉主事	市区町村数	441	1,296
	構成割合	25.4%	74.6%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	281	1,456
	構成割合	16.2%	83.8%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	63	1,674
	構成割合	3.6%	96.4%
その他	市区町村数	109	1,628
	構成割合	6.3%	93.7%
その他の主な具体例	医師、看護師、准看護師、弁護士、学識者、介護支援専門員、保育士、作業療法士、理学療法士、公認心理師、臨床心理士、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、手話通訳士、言語聴覚士、主任介護支援専門員、聴覚障害者相談員（聴覚障害当事者）、警察OB		

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

（２）都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア．障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表 66）

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 3 割弱を占めた。

表 66 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和 5 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	13
		構成割合	27.7%
	直営と委託の両方	都道府県数	4
		構成割合	8.5%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ．都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 67-1～表 67-3）

令和 5 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (令和5年度末)

			実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知			都道府県数 構成割合	47 100.0% 0 0.0%
住民への通報義務の周知			都道府県数 構成割合	47 100.0% 0 0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保			都道府県数 構成割合	37 78.7% 10 21.3%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修			都道府県数 構成割合	45 95.7% 2 4.3%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数 構成割合	3 6.4%	44 93.6%
	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数 構成割合	15 31.9%	32 68.1%
未受講者への受講勧奨	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数 構成割合	11 23.4%	36 76.6%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数 構成割合	14 29.8%	33 70.2%
受講者拡大への対応	学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている（一部でも可）	都道府県数 構成割合	33 70.2%	14 29.8%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動			都道府県数 構成割合	34 72.3% 13 27.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知			都道府県数 構成割合	46 97.9% 1 2.1%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営			都道府県数 構成割合	7 14.9% 40 85.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む）			都道府県数 構成割合	28 59.6% 19 40.4%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携等、警察との協力体制の確保			都道府県数 構成割合	27 57.4% 20 42.6%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携等、労働局との協力体制の確保			都道府県数 構成割合	38 80.9% 9 19.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置等を採用するために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との協力体制の確保			都道府県数 構成割合	12 25.5% 35 74.5%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施			都道府県数 構成割合	45 95.7% 2 4.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施			都道府県数 構成割合	46 97.9% 1 2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供			都道府県数 構成割合	40 85.1% 7 14.9%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数			都道府県数 構成割合	3 6.4% 44 93.6%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 構成割合	25 53.2%	22 46.8%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数 構成割合	17 36.2%	30 63.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 構成割合	26 55.3%	21 44.7%
	業務指針の作成	都道府県数 構成割合	16 34.0%	31 66.0%
	対応フロー図の作成	都道府県数 構成割合	28 59.6%	19 40.4%
	事例集の作成	都道府県数 構成割合	15 31.9%	32 68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付			都道府県数 構成割合	28 59.6% 19 40.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	14 29.8%	33 70.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	11 23.4%	36 76.6%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	15 31.9%	32 68.1%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 構成割合	14 29.8%	33 70.2%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有			都道府県数 構成割合	40 85.1% 7 14.9%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）状況について回答を求めたところ、38都道府県が実施済みであった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
障害者虐待の通報・相談について、メールやSNS、HPのウェブフォームでの受付の実施（障害者虐待専用でない場合も可）	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は37自治体（表 67-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が23都道府県（48.9%）、「社会福祉主事」が15都道府県（31.9%）、「精神保健福祉士」が12都道府県（25.5%）、と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	6	41
	構成割合	12.8%	87.2%
社会福祉士	都道府県数	23	24
	構成割合	48.9%	51.1%
精神保健福祉士	都道府県数	12	35
	構成割合	25.5%	74.5%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
その他	都道府県数	12	35
	構成割合	25.5%	74.5%
その他具体例	医師、看護師、保育士、弁護士、手話通訳士、理学療法士、公認心理師、臨床心理士		

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

参考資料 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

参 1-1 養護者による障害者虐待

(1)「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「養護者による障害者虐待」を対象に、令和元年度から令和5年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表9-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	51	47	46	31	52	227	45.4	15%	10%	11%	7%	9%	10%	☆
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	7	14	19	19	24	83	16.6	26%	33%	36%	28%	32%	31%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	4	10	9	7	7	37	7.4	19%	26%	24%	17%	23%	22%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	53	66	57	85	83	344	68.8	48%	49%	40%	40%	32%	40%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	8	3	13	10	5	39	7.8	38%	17%	68%	67%	38%	45%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	9	10	15	14	15	63	12.6	43%	33%	39%	37%	43%	39%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	29	42	38	40	40	189	37.8	49%	46%	51%	41%	43%	46%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	21	22	9	32	36	120	24.0	31%	34%	19%	35%	42%	34%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	15	20	13	16	14	78	15.6	42%	51%	46%	50%	37%	45%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	12	14	10	8	11	55	11.0	26%	30%	17%	19%	21%	22%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	85	88	135	115	108	531	106.2	32%	27%	26%	18%	13%	21%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	110	105	122	137	135	609	121.8	38%	35%	36%	34%	28%	34%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	117	119	136	156	188	716	143.2	34%	32%	34%	30%	27%	31%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	97	80	124	136	194	631	126.2	44%	41%	30%	18%	24%	26%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	28	52	58	75	81	294	58.8	20%	34%	28%	22%	19%	23%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	18	19	11	17	23	88	17.6	35%	48%	22%	31%	43%	35%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	26	33	37	41	59	196	39.2	44%	32%	41%	30%	51%	39%	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	16	7	9	18	9	59	11.8	30%	19%	28%	47%	24%	30%	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	11	12	7	13	9	52	10.4	34%	31%	21%	46%	26%	31%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	44	35	27	26	35	167	33.4	47%	34%	38%	38%	31%	37%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	15	10	17	15	14	71	14.2	25%	22%	28%	31%	21%	25%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	55	33	51	49	47	235	47.0	43%	33%	44%	46%	41%	42%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	119	147	169	160	205	800	160.0	26%	31%	32%	29%	31%	30%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	23	25	31	26	13	118	23.6	40%	38%	44%	43%	33%	40%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	65	67	89	78	70	369	73.8	42%	50%	59%	48%	48%	49%	※
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	40	72	86	85	80	363	72.6	49%	51%	54%	46%	42%	48%	※
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	188	194	176	189	236	983	196.6	15%	14%	12%	12%	13%	13%	☆
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	72	101	86	120	88	467	93.4	30%	24%	23%	23%	16%	22%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	13	16	10	11	15	65	13.0	33%	42%	34%	41%	26%	34%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	10	15	44	43	34	146	29.2	32%	38%	66%	69%	63%	57%	※
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	13	8	6	4	5	36	7.2	43%	31%	21%	18%	20%	27%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	8	10	8	7	9	42	8.4	32%	25%	27%	29%	30%	28%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	36	47	41	62	51	237	47.4	44%	41%	37%	48%	43%	43%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	28	31	43	33	48	183	36.6	23%	28%	30%	29%	33%	29%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	8	9	14	10	19	60	12.0	35%	27%	42%	23%	44%	34%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	3	7	4	4	10	28	5.6	25%	35%	14%	15%	29%	23%	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	13	8	15	12	14	62	12.4	27%	23%	29%	29%	26%	27%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	6	9	17	22	12	66	13.2	19%	43%	53%	49%	30%	39%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	4	5	13	17	16	55	11.0	15%	25%	45%	50%	41%	37%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	42	31	34	47	54	208	41.6	25%	20%	27%	26%	22%	24%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	9	12	18	22	3	64	12.8	43%	40%	49%	100%	18%	50%	※
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	25	28	26	23	37	139	27.8	50%	57%	59%	48%	59%	55%	※
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	15	12	27	19	10	83	16.6	25%	13%	17%	10%	8%	13%	☆
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	4	5	11	11	10	41	8.2	8%	9%	16%	20%	10%	12%	☆
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	10	8	12	17	12	59	11.8	26%	14%	11%	11%	8%	12%	☆
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	20	22	16	14	8	80	16.0	47%	31%	16%	18%	12%	22%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	50	38	35	27	35	185	37.0	41%	37%	31%	29%	28%	33%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	9,823	1,964.6	29%	27%	27%	25%	23%	26%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R05は全体で2%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2)「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

- ・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和2年1月1日時点～令和6年1月1日時点までの5ヶ年の平均値)

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比				
	①相談・通報 件数	②虐待判断 事例件数	②／①		①／③	②／③			
	5ヶ年平均値 (R01～R05)	5ヶ年平均値 (R01～R05)							
北海道	455.4	45.4	10%	☆	51.8	8.8	0.9		
青森県	53.0	16.6	31%		12.4	4.3	1.3		
岩手県	33.8	7.4	22%		12.1	2.8	0.6	☆	
宮城県	172.4	68.8	40%		22.7	7.6	3.0	※	
秋田県	17.2	7.8	45%		9.6	1.8	☆	0.8	
山形県	32.4	12.6	39%		10.6	3.1	1.2		
福島県	83.0	37.8	46%		18.4	4.5	2.1		
茨城県	71.4	24.0	34%		28.9	2.5	☆	0.8	
栃木県	34.6	15.6	45%		19.4	1.8	☆	0.8	
群馬県	49.2	11.0	22%		19.4	2.5	☆	0.6	☆
埼玉県	513.2	106.2	21%		73.9	6.9	1.4		
千葉県	361.0	121.8	34%		63.1	5.7	1.9		
東京都	464.6	143.2	31%		138.5	3.4	1.0		
神奈川県	482.4	126.2	26%		92.1	5.2	1.4		
新潟県	255.6	58.8	23%		21.9	11.7	※	2.7	
富山県	49.8	17.6	35%		10.4	4.8	1.7		
石川県	101.2	39.2	39%		11.2	9.0	※	3.5	※
福井県	39.4	11.8	30%		7.7	5.1	1.5		
山梨県	33.2	10.4	31%		8.2	4.1	1.3		
長野県	90.0	33.4	37%		20.6	4.4	1.6		
岐阜県	56.0	14.2	25%		20.0	2.8	0.7	☆	
静岡県	112.8	47.0	42%		36.6	3.1	1.3		
愛知県	534.4	160.0	30%		75.4	7.1	2.1		
三重県	58.8	23.6	40%		17.9	3.3	1.3		
滋賀県	149.6	73.8	49%	※	14.2	10.6	※	5.2	※
京都府	150.6	72.6	48%	※	25.2	6.0	2.9	※	※
大阪府	1,499.6	196.6	13%	☆	88.1	17.0	※	2.2	
兵庫県	420.0	93.4	22%		54.9	7.7	1.7		
奈良県	38.2	13.0	34%		13.3	2.9	1.0		
和歌山県	50.8	29.2	57%	※	9.3	5.4	3.1	※	
鳥取県	26.2	7.2	27%		5.5	4.8	1.3		
島根県	29.8	8.4	28%		6.7	4.5	1.3		
岡山県	111.2	47.4	43%		18.8	5.9	2.5		
広島県	126.0	36.6	29%		27.9	4.5	1.3		
山口県	35.0	12.0	34%		13.4	2.6	0.9		
徳島県	24.4	5.6	23%		7.3	3.4	0.8	☆	
香川県	46.0	12.4	27%		9.7	4.8	1.3		
愛媛県	34.0	13.2	39%		13.4	2.5	☆	1.0	
高知県	29.6	11.0	37%		6.9	4.3	1.6		
福岡県	174.8	41.6	24%		51.1	3.4	0.8		
佐賀県	25.4	12.8	50%	※	8.1	3.1	1.6		
長崎県	50.8	27.8	55%	※	13.2	3.8	2.1		
熊本県	127.6	16.6	13%	☆	17.5	7.3	0.9		
大分県	66.6	8.2	12%	☆	11.3	5.9	0.7	☆	
宮崎県	101.0	11.8	12%	☆	10.8	9.4	※	1.1	
鹿児島県	71.6	16.0	22%		16.0	4.5	1.0		
沖縄県	111.0	37.0	33%		14.8	7.5	2.5		
合計	7,654.6	1,964.6	26%		1,260.0	6.1	1.6		

人口 データ (10万人)	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値 (R01～ R05)
	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	
北海道	52.7	52.3	51.8	51.4	50.9	51.8
青森県	12.8	12.6	12.4	12.3	12.1	12.4
岩手県	12.4	12.2	12.1	11.9	11.7	12.1
宮城県	22.9	22.8	22.7	22.6	22.4	22.7
秋田県	9.9	9.7	9.6	9.4	9.2	9.6
山形県	10.8	10.7	10.6	10.4	10.3	10.6
福島県	18.8	18.6	18.4	18.2	18.0	18.4
茨城県	29.2	29.1	28.9	28.8	28.7	28.9
栃木県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
群馬県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
埼玉県	73.9	73.9	73.9	73.8	73.8	73.9
千葉県	63.2	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.3	138.4	137.9	138.4	139.1	138.5
神奈川県	92.1	92.2	92.2	92.1	92.1	92.1
新潟県	22.4	22.1	21.9	21.6	21.4	21.9
富山県	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	10.4
石川県	11.4	11.3	11.2	11.2	11.1	11.2
福井県	7.8	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7
山梨県	8.3	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2
長野県	20.9	20.7	20.6	20.4	20.3	20.6
岐阜県	20.3	20.2	20.0	19.8	19.7	20.0
静岡県	37.1	36.9	36.6	36.3	36.1	36.6
愛知県	75.8	75.6	75.3	75.1	75.0	75.4
三重県	18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.9
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.1	14.1	14.2
京都府	25.5	25.3	25.1	25.0	24.9	25.2
大阪府	88.5	88.4	88.0	87.8	87.8	88.1
兵庫県	55.5	55.2	54.9	54.6	54.3	54.9
奈良県	13.5	13.4	13.4	13.3	13.2	13.3
和歌山県	9.5	9.4	9.4	9.2	9.1	9.3
鳥取県	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.5
島根県	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.7
岡山県	19.0	18.9	18.8	18.7	18.5	18.8
広島県	28.3	28.1	27.9	27.7	27.5	27.9
山口県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
徳島県	7.4	7.4	7.3	7.2	7.1	7.3
香川県	9.8	9.7	9.6	9.6	9.5	9.7
愛媛県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
高知県	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9
福岡県	51.3	51.2	51.1	51.0	51.0	51.1
佐賀県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長崎県	13.5	13.4	13.2	13.1	12.9	13.2
熊本県	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.5
大分県	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.3
宮崎県	11.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.8
鹿児島県	16.3	16.2	16.1	15.9	15.8	16.0
沖縄県	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8
合計	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,260.0

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

凡例 上位5位 ※ 上位5位 ※ 上位5位 ※
下位5位 ☆ 下位5位 ☆ 下位5位 ☆

参１－２ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

（１）「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、令和元年度から令和５年度までの５ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数（表44-2、R03は表46-2）

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	27	24	22	40	39	152	30.4	23%	22%	16%	23%	19%	20%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	10	16	9	9	15	59	11.8	45%	48%	35%	25%	44%	39%	※
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	0	2	5	0	2	9	1.8	0%	33%	56%	0%	11%	17%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	6	8	7	7	16	44	8.8	9%	14%	12%	10%	17%	13%	☆
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	10	5	6	8	8	37	7.4	45%	19%	35%	40%	44%	36%	※
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	5	3	3	1	4	16	3.2	36%	23%	15%	7%	13%	17%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	8	2	6	10	18	44	8.8	47%	12%	27%	28%	38%	31%	※
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	1	11	24	18	18	72	14.4	4%	32%	44%	23%	21%	26%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	15	7	12	12	15	61	12.2	39%	18%	41%	27%	26%	29%	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	12	8	12	22	15	69	13.8	21%	15%	18%	20%	17%	18%	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	22	32	39	36	46	175	35.0	19%	26%	23%	18%	18%	20%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	34	40	40	45	72	231	46.2	22%	30%	25%	20%	23%	23%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	37	58	63	89	103	350	70.0	13%	19%	19%	21%	14%	17%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	32	44	40	77	101	294	58.8	24%	26%	25%	22%	24%	24%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	7	3	9	12	11	42	8.4	21%	11%	23%	25%	31%	23%	
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	2	1	3	3	5	14	2.8	13%	6%	14%	17%	23%	15%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	7	7	5	11	13	43	8.6	23%	41%	33%	29%	32%	30%	
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	5	13	5	13	20	56	11.2	21%	46%	17%	38%	34%	32%	※
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	2	7	5	8	7	29	5.8	10%	23%	29%	29%	18%	22%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	7	12	13	15	23	70	14.0	11%	23%	21%	25%	19%	20%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	1	5	4	9	11	30	6.0	3%	17%	11%	24%	15%	14%	☆
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	8	13	23	28	32	104	20.8	14%	22%	40%	37%	29%	29%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	23	51	55	71	116	316	63.2	15%	26%	19%	20%	22%	21%	
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	19	18	15	11	22	85	17.0	27%	35%	23%	16%	22%	24%	
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	16	14	17	36	20	103	20.6	19%	23%	20%	40%	19%	24%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	5	13	16	22	27	83	16.6	15%	23%	36%	33%	25%	27%	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	76	70	60	72	117	395	79.0	25%	22%	18%	22%	26%	23%	
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	25	28	31	43	59	186	37.2	21%	22%	21%	25%	24%	23%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	10	9	11	7	15	52	10.4	26%	35%	31%	22%	24%	27%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	0	4	2	7	4	17	3.4	0%	18%	12%	23%	11%	15%	☆
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	2	5	3	2	5	17	3.4	6%	19%	18%	13%	24%	15%	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	3	7	5	6	6	27	5.4	17%	26%	36%	25%	21%	24%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	2	3	11	28	27	71	14.2	7%	7%	17%	35%	23%	21%	
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	4	6	15	19	20	64	12.8	10%	20%	23%	24%	19%	20%	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	4	7	10	6	8	35	7.0	15%	23%	24%	19%	20%	20%	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	3	8	7	11	4	33	6.6	20%	47%	29%	33%	13%	28%	
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	1	4	3	8	9	25	5.0	2%	9%	7%	17%	16%	11%	☆
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	3	2	5	3	6	19	3.8	19%	14%	33%	12%	19%	18%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	1	1	1	7	16	26	5.2	10%	9%	6%	35%	46%	28%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	14	15	16	28	23	96	19.2	14%	14%	14%	17%	11%	14%	☆
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	2	2	6	15	14	39	7.8	11%	14%	21%	58%	36%	31%	
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	18	11	6	16	11	62	12.4	40%	29%	16%	30%	20%	27%	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	7	12	8	11	12	50	10.0	18%	27%	31%	34%	27%	27%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	3	4	9	8	9	33	6.6	11%	10%	24%	23%	13%	16%	
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	27	2	11	19	17	76	15.2	54%	9%	26%	37%	28%	34%	※
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	7	11	11	9	8	46	9.2	23%	19%	33%	21%	15%	21%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	14	4	10	18	25	71	14.2	31%	10%	29%	35%	27%	27%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	547	632	699	956	1,194	4,028	805.6	20%	22%	22%	23%	21%	22%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受付け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R05は全体で8%程、次年度に繰越している（②に含まれない）。

(2)「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

- ・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の令和2年1月1日時点～令和6年1月1日時点までの5ヶ年の平均値（前頁と同じ）)

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比	
	①相談・通報件数	②虐待判断事例件数	②／①		①／③	②／③
	5ヶ年平均値 (R01～R05)	5ヶ年平均値 (R01～R05)				
北海道	148.6	30.4	20%	51.8	2.9	0.6
青森県	30.2	11.8	39% ※	12.4	2.4	1.0
岩手県	10.8	1.8	17%	12.1	0.9 ☆	0.1 ☆
宮城県	69.4	8.8	13% ☆	22.7	3.1	0.4
秋田県	20.8	7.4	36% ※	9.6	2.2	0.8
山形県	18.8	3.2	17%	10.6	1.8 ☆	0.3 ☆
福島県	28.0	8.8	31% ※	18.4	1.5 ☆	0.5
茨城県	55.2	14.4	26%	28.9	1.9	0.5
栃木県	41.8	12.2	29%	19.4	2.2	0.6
群馬県	75.6	13.8	18%	19.4	3.9	0.7
埼玉県	172.2	35.0	20%	73.9	2.3	0.5
千葉県	198.4	46.2	23%	63.1	3.1	0.7
東京都	413.6	70.0	17%	138.5	3.0	0.5
神奈川県	247.0	58.8	24%	92.1	2.7	0.6
新潟県	37.0	8.4	23%	21.9	1.7 ☆	0.4
富山県	19.0	2.8	15%	10.4	1.8	0.3 ☆
石川県	28.4	8.6	30%	11.2	2.5	0.8
福井県	34.6	11.2	32% ※	7.7	4.5 ※	1.5 ※
山梨県	26.8	5.8	22%	8.2	3.3	0.7
長野県	71.4	14.0	20%	20.6	3.5	0.7
岐阜県	42.6	6.0	14% ☆	20.0	2.1	0.3 ☆
静岡県	72.6	20.8	29%	36.6	2.0	0.6
愛知県	304.6	63.2	21%	75.4	4.0	0.8
三重県	71.0	17.0	24%	17.9	4.0	1.0
滋賀県	85.2	20.6	24%	14.2	6.0 ※	1.5 ※
京都府	62.6	16.6	27%	25.2	2.5	0.7
大阪府	349.0	79.0	23%	88.1	4.0	0.9
兵庫県	163.4	37.2	23%	54.9	3.0	0.7
奈良県	39.0	10.4	27%	13.3	2.9	0.8
和歌山県	23.4	3.4	15% ☆	9.3	2.5	0.4
鳥取県	22.6	3.4	15%	5.5	4.1 ※	0.6
島根県	22.2	5.4	24%	6.7	3.3	0.8
岡山県	67.2	14.2	21%	18.8	3.6	0.8
広島県	63.8	12.8	20%	27.9	2.3	0.5
山口県	34.2	7.0	20%	13.4	2.6	0.5
徳島県	23.8	6.6	28%	7.3	3.3	0.9
香川県	46.8	5.0	11% ☆	9.7	4.8 ※	0.5
愛媛県	20.6	3.8	18%	13.4	1.5 ☆	0.3 ☆
高知県	18.4	5.2	28%	6.9	2.7	0.8
福岡県	138.8	19.2	14% ☆	51.1	2.7	0.4
佐賀県	25.2	7.8	31%	8.1	3.1	1.0 ※
長崎県	46.0	12.4	27%	13.2	3.5	0.9
熊本県	37.0	10.0	27%	17.5	2.1	0.6
大分県	41.6	6.6	16%	11.3	3.7	0.6
宮崎県	45.2	15.2	34% ※	10.8	4.2 ※	1.4 ※
鹿児島県	43.4	9.2	21%	16.0	2.7	0.6
沖縄県	53.4	14.2	27%	14.8	3.6	1.0 ※
合計	3,711.2	805.6	22%	1,260.0	2.9	0.6

凡例

上位5位 ※

下位5位 ☆

上位5位 ※

下位5位 ☆

上位5位 ※

下位5位 ☆

	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年平均値 (R01～R05)
	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	
	人口データ (10万人)					
北海道	52.7	52.3	51.8	51.4	50.9	51.8
青森県	12.8	12.6	12.4	12.3	12.1	12.4
岩手県	12.4	12.2	12.1	11.9	11.7	12.1
宮城県	22.9	22.8	22.7	22.6	22.4	22.7
秋田県	9.9	9.7	9.6	9.4	9.2	9.6
山形県	10.8	10.7	10.6	10.4	10.3	10.6
福島県	18.8	18.6	18.4	18.2	18.0	18.4
茨城県	29.2	29.1	28.9	28.8	28.7	28.9
栃木県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
群馬県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
埼玉県	73.9	73.9	73.9	73.8	73.8	73.9
千葉県	63.2	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.3	138.4	137.9	138.4	139.1	138.5
神奈川県	92.1	92.2	92.2	92.1	92.1	92.1
新潟県	22.4	22.1	21.9	21.6	21.4	21.9
富山県	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	10.4
石川県	11.4	11.3	11.2	11.2	11.1	11.2
福井県	7.8	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7
山梨県	8.3	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2
長野県	20.9	20.7	20.6	20.4	20.3	20.6
岐阜県	20.3	20.2	20.0	19.8	19.7	20.0
静岡県	37.1	36.9	36.6	36.3	36.1	36.6
愛知県	75.8	75.6	75.3	75.1	75.0	75.4
三重県	18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.9
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.1	14.1	14.2
京都府	25.5	25.3	25.1	25.0	24.9	25.2
大阪府	88.5	88.4	88.0	87.8	87.8	88.1
兵庫県	55.5	55.2	54.9	54.6	54.3	54.9
奈良県	13.5	13.4	13.4	13.3	13.2	13.3
和歌山県	9.5	9.4	9.4	9.2	9.1	9.3
鳥取県	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.5
島根県	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.7
岡山県	19.0	18.9	18.8	18.7	18.5	18.8
広島県	28.3	28.1	27.9	27.7	27.5	27.9
山口県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
徳島県	7.4	7.4	7.3	7.2	7.1	7.3
香川県	9.8	9.7	9.6	9.6	9.5	9.7
愛媛県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
高知県	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9
福岡県	51.3	51.2	51.1	51.0	51.0	51.1
佐賀県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長崎県	13.5	13.4	13.2	13.1	12.9	13.2
熊本県	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.5
大分県	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.3
宮崎県	11.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.8
鹿児島県	16.3	16.2	16.1	15.9	15.8	16.0
沖縄県	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8
合計	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,260.0

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

人口 データ (10万人)	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値 (R01～ R05)
	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	令和5年 1月1日 時点	令和6年 1月1日 時点	
北海道	52.7	52.3	51.8	51.4	50.9	51.8
青森県	12.8	12.6	12.4	12.3	12.1	12.4
岩手県	12.4	12.2	12.1	11.9	11.7	12.1
宮城県	22.9	22.8	22.7	22.6	22.4	22.7
秋田県	9.9	9.7	9.6	9.4	9.2	9.6
山形県	10.8	10.7	10.6	10.4	10.3	10.6
福島県	18.8	18.6	18.4	18.2	18.0	18.4
茨城県	29.2	29.1	28.9	28.8	28.7	28.9
栃木県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
群馬県	19.7	19.6	19.4	19.3	19.2	19.4
埼玉県	73.9	73.9	73.9	73.8	73.8	73.9
千葉県	63.2	63.2	63.1	63.1	63.1	63.1
東京都	138.3	138.4	137.9	138.4	139.1	138.5
神奈川県	92.1	92.2	92.2	92.1	92.1	92.1
新潟県	22.4	22.1	21.9	21.6	21.4	21.9
富山県	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	10.4
石川県	11.4	11.3	11.2	11.2	11.1	11.2
福井県	7.8	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7
山梨県	8.3	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2
長野県	20.9	20.7	20.6	20.4	20.3	20.6
岐阜県	20.3	20.2	20.0	19.8	19.7	20.0
静岡県	37.1	36.9	36.6	36.3	36.1	36.6
愛知県	75.8	75.6	75.3	75.1	75.0	75.4
三重県	18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.9
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.1	14.1	14.2
京都府	25.5	25.3	25.1	25.0	24.9	25.2
大阪府	88.5	88.4	88.0	87.8	87.8	88.1
兵庫県	55.5	55.2	54.9	54.6	54.3	54.9
奈良県	13.5	13.4	13.4	13.3	13.2	13.3
和歌山県	9.5	9.4	9.4	9.2	9.1	9.3
鳥取県	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.5
島根県	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.7
岡山県	19.0	18.9	18.8	18.7	18.5	18.8
広島県	28.3	28.1	27.9	27.7	27.5	27.9
山口県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
徳島県	7.4	7.4	7.3	7.2	7.1	7.3
香川県	9.8	9.7	9.6	9.6	9.5	9.7
愛媛県	13.7	13.6	13.4	13.3	13.1	13.4
高知県	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9
福岡県	51.3	51.2	51.1	51.0	51.0	51.1
佐賀県	8.2	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1
長崎県	13.5	13.4	13.2	13.1	12.9	13.2
熊本県	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.5
大分県	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.3
宮崎県	11.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.8
鹿児島県	16.3	16.2	16.1	15.9	15.8	16.0
沖縄県	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8
合計	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,254.2	1,248.9	1,260.0

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

参考資料 2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

参 2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表 5）

（1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表 1）

②：【事実確認の実施状況（表 5）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	311	431	373	393	516	2,024	404.8	89%	89%	88%	88%	89%	89%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	21	39	46	55	71	232	46.4	78%	93%	87%	80%	96%	88%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	15	36	26	33	24	134	26.8	71%	92%	70%	79%	80%	79%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	91	113	114	199	249	766	153.2	83%	84%	79%	93%	95%	89%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	14	12	21	15	8	70	14.0	67%	67%	111%	100%	62%	81%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	19	28	38	31	35	151	30.2	90%	93%	100%	82%	100%	93%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	58	87	70	91	91	397	79.4	98%	96%	93%	94%	98%	96%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	44	58	47	72	74	295	59.0	65%	91%	98%	78%	87%	83%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	35	37	25	29	31	157	31.4	97%	95%	89%	91%	82%	91%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	37	39	43	27	40	186	37.2	79%	83%	74%	64%	77%	76% ☆	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	224	294	415	448	595	1,976	395.2	85%	90%	81%	70%	72%	77% ☆	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	242	257	299	368	398	1,564	312.8	84%	86%	88%	91%	84%	87%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	286	312	349	451	564	1,962	392.4	82%	84%	87%	87%	82%	84%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	204	170	341	625	629	1,969	393.8	92%	86%	81%	83%	76%	82%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	123	143	178	305	382	1,131	226.2	86%	93%	87%	89%	88%	88%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	42	34	39	45	47	207	41.4	81%	85%	78%	83%	89%	83%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	57	99	95	129	121	501	100.2	97%	97%	104%	93%	104%	99% ※	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	53	30	34	38	37	192	38.4	98%	83%	106%	100%	100%	97% ※	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	24	32	27	27	24	134	26.8	75%	82%	82%	96%	71%	81%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	88	93	65	56	101	403	80.6	94%	89%	90%	82%	90%	90%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	53	40	51	47	51	242	48.4	88%	89%	84%	98%	77%	86%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	120	92	112	99	97	520	104.0	93%	93%	97%	93%	84%	92%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	391	321	359	374	508	1,953	390.6	87%	68%	68%	67%	78%	73% ☆	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	50	58	61	60	39	268	53.6	86%	89%	87%	98%	98%	91%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	123	130	156	170	143	722	144.4	80%	96%	104%	104%	98%	97%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	80	127	141	171	166	685	137.0	98%	91%	89%	93%	88%	91%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	1,102	1,309	1,299	1,381	1,593	6,684	1,336.8	89%	93%	89%	89%	87%	89%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	198	309	324	444	467	1,742	348.4	81%	72%	85%	87%	87%	83%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	35	34	22	15	48	154	30.8	90%	89%	76%	56%	83%	81%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	29	38	66	62	52	247	49.4	94%	95%	99%	100%	96%	97% ※	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	29	24	24	17	12	106	21.2	97%	92%	86%	77%	48%	81%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	24	30	25	18	23	120	24.0	96%	75%	83%	75%	77%	81%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	90	112	125	138	101	566	113.2	110%	98%	114%	106%	84%	102% ※	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	101	79	124	104	124	532	106.4	82%	72%	87%	93%	86%	84%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	27	26	30	38	41	162	32.4	117%	79%	91%	88%	95%	93%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	11	19	16	15	26	87	17.4	92%	95%	57%	56%	74%	71% ☆	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	46	33	37	35	46	197	39.4	96%	94%	71%	83%	87%	86%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	26	20	27	41	35	149	29.8	81%	95%	84%	91%	88%	88%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	15	19	26	31	41	132	26.4	58%	95%	90%	91%	105%	89%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	151	122	99	144	182	698	139.6	89%	80%	80%	78%	75%	80%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	20	25	25	24	14	108	21.6	95%	83%	68%	109%	82%	85%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	57	50	48	49	67	271	54.2	114%	102%	109%	102%	106%	107% ※	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	42	79	157	178	75	531	106.2	70%	84%	97%	92%	59%	83%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	19	44	53	57	91	264	52.8	40%	79%	76%	106%	87%	79%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	35	42	93	108	97	375	75.0	92%	72%	82%	71%	68%	74% ☆	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	37	65	99	68	64	333	66.6	86%	93%	98%	88%	96%	93%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	103	96	95	77	111	482	96.4	84%	93%	84%	83%	90%	87%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	5,002	5,687	6,339	7,402	8,351	32,781	6,556.2	87%	87%	86%	86%	84%	86%	

凡例
上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア.「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	309	422	368	391	506	1,996	399.2	89%	87%	87%	88%	88%	88%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	19	38	46	55	69	227	45.4	70%	90%	87%	80%	93%	86%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	12	36	24	31	20	123	24.6	57%	92%	65%	74%	67%	73%	☆
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	87	112	114	196	236	745	149.0	79%	84%	79%	92%	90%	86%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	14	12	18	15	7	66	13.2	67%	67%	95%	100%	54%	77%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	19	26	35	30	32	142	28.4	90%	87%	92%	79%	91%	88%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	53	83	67	91	89	383	76.6	90%	91%	89%	94%	96%	92%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	41	53	44	67	68	273	54.6	60%	83%	92%	73%	80%	76%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	31	37	21	29	31	149	29.8	86%	95%	75%	91%	82%	86%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	36	39	42	27	40	184	36.8	77%	83%	72%	64%	77%	75%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	219	287	408	443	576	1,933	386.6	83%	88%	80%	70%	70%	75%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	241	247	293	368	394	1,543	308.6	84%	82%	87%	91%	83%	85%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	276	308	345	445	545	1,919	383.8	79%	83%	86%	86%	80%	83%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	203	169	338	618	629	1,957	391.4	92%	86%	80%	82%	76%	81%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	122	142	178	305	372	1,119	223.8	85%	93%	87%	89%	86%	88%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	42	34	38	45	47	206	41.2	81%	85%	76%	83%	89%	83%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	50	99	95	129	121	494	98.8	85%	97%	104%	93%	104%	98%	※
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	50	30	32	35	37	184	36.8	93%	83%	100%	92%	100%	93%	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	24	28	21	25	24	122	24.4	75%	72%	64%	89%	71%	73%	☆
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	81	92	63	55	98	389	77.8	86%	88%	88%	81%	88%	86%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	46	39	49	46	48	228	45.6	77%	87%	80%	96%	73%	81%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	119	92	111	99	94	515	103.0	92%	93%	97%	93%	82%	91%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	389	319	347	295	450	1,800	360.0	86%	67%	65%	53%	69%	67%	☆
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	49	57	58	51	38	253	50.6	84%	88%	83%	84%	95%	86%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	123	130	154	170	143	720	144.0	80%	96%	103%	104%	98%	96%	※
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	75	125	141	171	166	678	135.6	91%	89%	89%	93%	88%	90%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	1,099	1,307	1,295	1,380	1,592	6,673	1,334.6	89%	93%	89%	89%	86%	89%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	194	309	323	440	458	1,724	344.8	80%	72%	85%	86%	85%	82%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	34	32	22	14	47	149	29.8	87%	84%	76%	52%	81%	78%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	27	37	65	61	50	240	48.0	87%	93%	97%	98%	93%	94%	※
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	24	23	24	17	12	100	20.0	80%	88%	86%	77%	48%	76%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	23	29	24	11	23	110	22.0	92%	73%	80%	46%	77%	74%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	89	112	123	135	98	557	111.4	109%	98%	112%	104%	82%	100%	※
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	101	78	121	103	122	525	105.0	82%	72%	85%	92%	85%	83%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	27	26	24	38	38	153	30.6	117%	79%	73%	88%	88%	87%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	11	17	13	15	21	77	15.4	92%	85%	46%	56%	60%	63%	☆
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	45	31	37	33	46	192	38.4	94%	89%	71%	79%	87%	83%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	26	20	27	41	35	149	29.8	81%	95%	84%	91%	88%	88%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	14	19	26	31	40	130	26.0	54%	95%	90%	91%	103%	88%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	147	120	98	141	182	688	137.6	87%	78%	79%	77%	75%	79%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	20	25	23	24	13	105	21.0	95%	83%	62%	109%	76%	83%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	56	50	48	49	64	267	53.4	112%	102%	109%	102%	102%	105%	※
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	38	74	156	178	72	518	103.6	63%	79%	96%	92%	56%	81%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	18	43	52	56	91	260	52.0	38%	77%	74%	104%	87%	78%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	35	40	93	104	97	369	73.8	92%	69%	82%	68%	68%	73%	☆
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	36	63	99	68	64	330	66.0	84%	90%	98%	88%	96%	92%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	96	96	89	77	107	465	93.0	78%	93%	79%	83%	97%	84%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	4,890	5,607	6,232	7,248	8,152	32,129	6,425.8	85%	86%	85%	84%	82%	84%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「立入調査以外の方法での事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-1.「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数							②訪問調査による事実確認件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	84	53	44	32	42	255	51.0	24%	11%	10%	7%	7%	11%	☆
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	14	27	40	42	41	164	32.8	52%	64%	75%	61%	55%	62%	※
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	4	13	14	15	8	54	10.8	19%	33%	38%	36%	27%	32%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	26	42	45	66	68	247	49.4	24%	31%	31%	31%	26%	29%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	5	7	9	11	3	35	7.0	24%	39%	47%	73%	23%	41%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	12	15	20	20	25	92	18.4	57%	50%	53%	53%	71%	57%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	40	50	52	60	53	255	51.0	68%	55%	69%	62%	57%	61%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	21	22	29	33	35	140	28.0	31%	34%	60%	36%	41%	39%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	26	23	14	17	24	104	20.8	72%	59%	50%	53%	63%	60%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	26	22	31	19	28	126	25.2	55%	47%	53%	45%	54%	51%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	96	116	142	149	168	671	134.2	36%	35%	28%	23%	20%	26%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	165	166	209	209	231	980	196.0	57%	55%	62%	52%	49%	54%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	149	176	172	257	323	1,077	215.4	43%	47%	43%	50%	47%	46%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	108	62	94	133	127	524	104.8	49%	31%	22%	18%	15%	22%	☆
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	65	97	101	116	177	556	111.2	45%	63%	50%	34%	41%	44%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	24	24	30	31	35	144	28.8	46%	60%	60%	57%	66%	58%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	32	59	58	71	68	288	57.6	54%	58%	64%	51%	59%	57%	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	39	24	30	27	31	151	30.2	72%	67%	94%	71%	84%	77%	※
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	17	17	13	16	20	83	16.6	53%	44%	39%	57%	59%	50%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	63	66	42	34	46	251	50.2	67%	63%	58%	50%	41%	56%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	22	20	27	23	27	119	23.8	37%	44%	44%	48%	41%	43%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	66	55	68	61	65	315	63.0	51%	56%	59%	58%	57%	56%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	197	161	187	175	170	890	178.0	44%	34%	35%	31%	26%	33%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	30	42	30	32	30	164	32.8	52%	65%	43%	52%	75%	56%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	99	90	110	125	120	544	108.8	65%	67%	73%	76%	82%	73%	※
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	48	82	103	109	95	437	87.4	59%	59%	65%	60%	50%	58%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	334	278	266	264	369	1,511	302.2	27%	20%	18%	17%	20%	20%	☆
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	109	157	156	171	213	806	161.2	45%	37%	41%	33%	40%	38%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	15	14	13	2	14	58	11.6	38%	37%	45%	7%	24%	30%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	12	16	26	19	22	95	19.0	39%	40%	39%	31%	41%	37%	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	14	13	14	9	4	54	10.8	47%	50%	50%	41%	16%	41%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	18	10	13	9	17	67	13.4	72%	25%	43%	38%	57%	45%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	42	39	55	88	60	284	56.8	51%	34%	50%	68%	50%	51%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	52	28	22	27	49	178	35.6	42%	26%	15%	24%	34%	28%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	15	14	20	26	29	104	20.8	65%	42%	61%	60%	67%	59%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	4	10	8	7	9	38	7.6	33%	50%	29%	26%	26%	31%	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	35	22	27	21	26	131	26.2	73%	63%	52%	50%	49%	57%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	15	14	14	19	23	85	17.0	47%	67%	44%	42%	58%	50%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	10	12	19	28	36	105	21.0	38%	60%	66%	82%	92%	71%	※
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	103	66	53	89	129	440	88.0	61%	43%	43%	48%	53%	50%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	9	15	18	6	9	57	11.4	43%	50%	49%	27%	53%	45%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	42	34	34	22	27	159	31.8	84%	69%	77%	46%	43%	63%	※
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	20	10	29	24	27	110	22.0	33%	11%	18%	12%	21%	17%	☆
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	4	13	11	20	21	69	13.8	8%	23%	16%	37%	20%	21%	☆
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	24	20	31	36	34	145	29.0	63%	34%	17%	24%	24%	29%	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	23	18	30	19	19	109	21.8	53%	26%	30%	25%	28%	30%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	46	55	50	41	64	256	51.2	37%	53%	44%	44%	52%	46%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	2,424	2,389	2,623	2,830	3,261	13,527	2,705.4	42%	36%	36%	33%	33%	35%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「訪問調査による事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-2.「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	225	369	324	359	464	1,741	348.2	64%	76%	77%	80%	80%	76%	※
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	5	11	6	13	28	63	12.6	19%	26%	11%	19%	38%	24%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	8	23	10	16	12	69	13.8	38%	59%	27%	38%	40%	41%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	61	70	69	130	168	498	99.6	55%	52%	48%	61%	64%	58%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	9	5	9	4	4	31	6.2	43%	28%	47%	27%	31%	36%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	7	11	15	10	7	50	10.0	33%	37%	39%	26%	20%	31%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	13	33	15	31	36	128	25.6	22%	36%	20%	32%	39%	31%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	20	31	15	34	33	133	26.6	29%	48%	31%	37%	39%	37%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	5	14	7	12	7	45	9.0	14%	36%	25%	38%	18%	26%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	10	17	11	8	12	58	11.6	21%	36%	19%	19%	23%	24%	☆
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	123	171	266	294	408	1,262	252.4	46%	52%	52%	46%	49%	49%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	76	81	84	159	163	563	112.6	26%	27%	25%	39%	34%	31%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	127	132	173	188	222	842	168.4	36%	36%	43%	36%	32%	36%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	95	107	244	485	502	1,433	286.6	43%	54%	58%	65%	61%	59%	※
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	57	45	77	189	195	563	112.6	40%	29%	38%	55%	45%	44%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	18	10	8	14	12	62	12.4	35%	25%	16%	26%	23%	25%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	18	40	37	58	53	206	41.2	31%	39%	41%	42%	46%	41%	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	11	6	2	8	6	33	6.6	20%	17%	6%	21%	16%	17%	☆
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	7	11	8	9	4	39	7.8	22%	28%	24%	32%	12%	23%	☆
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	18	26	21	21	52	138	27.6	19%	25%	29%	31%	46%	31%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	24	19	22	23	21	109	21.8	40%	42%	36%	48%	32%	39%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	53	37	43	38	29	200	40.0	41%	37%	37%	36%	25%	35%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	192	158	160	120	280	910	182.0	42%	33%	30%	21%	43%	34%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	19	15	28	19	8	89	17.8	33%	23%	40%	31%	20%	30%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	24	40	44	45	23	176	35.2	16%	30%	29%	27%	16%	24%	☆
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	27	43	38	62	71	241	48.2	33%	31%	24%	34%	38%	32%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	765	1,029	1,029	1,116	1,223	5,162	1,032.4	62%	73%	71%	72%	66%	69%	※
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	85	152	167	269	245	918	183.6	35%	36%	44%	52%	46%	44%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	19	18	9	12	33	91	18.2	49%	47%	31%	44%	57%	48%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	15	21	39	42	28	145	29.0	48%	53%	58%	68%	52%	57%	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	10	10	10	8	8	46	9.2	33%	38%	36%	36%	32%	35%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	5	19	11	2	6	43	8.6	20%	48%	37%	8%	20%	29%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	47	73	68	47	38	273	54.6	57%	64%	62%	36%	32%	49%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	49	50	99	76	73	347	69.4	40%	46%	70%	68%	51%	55%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	12	12	4	12	9	49	9.8	52%	36%	12%	28%	21%	28%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	7	7	5	8	12	39	7.8	58%	35%	18%	30%	34%	32%	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	10	9	10	12	20	61	12.2	21%	26%	19%	29%	38%	27%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	11	6	13	22	12	64	12.8	34%	29%	41%	49%	30%	38%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	4	7	7	3	4	25	5.0	15%	35%	24%	9%	10%	17%	☆
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	44	54	45	52	53	248	49.6	26%	35%	36%	28%	22%	28%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	11	10	5	18	4	48	9.6	52%	33%	14%	82%	24%	38%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	14	16	14	27	37	108	21.6	28%	33%	32%	56%	59%	43%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	18	64	127	154	45	408	81.6	30%	68%	78%	79%	35%	64%	※
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	14	30	41	36	70	191	38.2	29%	54%	59%	67%	67%	57%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	11	20	62	68	63	224	44.8	29%	34%	55%	44%	44%	44%	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	13	45	69	49	45	221	44.2	30%	64%	68%	64%	67%	62%	※
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	50	41	39	36	43	209	41.8	41%	40%	35%	39%	35%	38%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	2,466	3,218	3,609	4,418	4,891	18,602	3,720.4	43%	49%	49%	51%	49%	49%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「情報収集のみでの事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

(2) 事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	39	53	49	53	61	255	51.0	11%	11%	12%	12%	11%	11%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	6	3	7	14	3	33	6.6	22%	7%	13%	20%	4%	12%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	6	5	11	9	7	38	7.6	29%	13%	30%	21%	23%	22%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	19	23	31	22	18	113	22.6	17%	17%	22%	10%	7%	13%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	7	6	0	1	5	19	3.8	33%	33%	0%	7%	38%	22%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	3	2	3	7	2	17	3.4	14%	7%	8%	18%	6%	10%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	2	4	6	6	2	20	4.0	3%	4%	8%	6%	2%	5% ☆	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	27	9	2	21	12	71	14.2	40%	14%	4%	23%	14%	20%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	2	3	4	4	7	20	4.0	6%	8%	14%	13%	18%	12%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	12	8	15	15	13	63	12.6	26%	17%	26%	36%	25%	26% ※	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	45	38	100	193	235	611	122.2	17%	12%	20%	30%	28%	24%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	55	55	59	52	94	315	63.0	19%	18%	17%	13%	20%	17%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	69	62	61	85	122	399	79.8	20%	17%	15%	16%	18%	17%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	18	28	79	129	207	461	92.2	8%	14%	19%	17%	25%	19%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	24	14	27	49	55	169	33.8	17%	9%	13%	14%	13%	13%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	10	6	11	9	7	43	8.6	19%	15%	22%	17%	13%	17%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	2	3	3	10	3	21	4.2	3%	3%	3%	7%	3%	4% ☆	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	5	8	2	0	0	15	3.0	9%	22%	6%	0%	0%	8% ☆	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	8	7	6	3	13	37	7.4	25%	18%	18%	11%	38%	22%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	6	13	8	12	11	50	10.0	6%	13%	11%	18%	10%	11%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	9	5	12	1	15	42	8.4	15%	11%	20%	2%	23%	15%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	9	7	3	7	19	45	9.0	7%	7%	3%	7%	17%	8%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	64	154	180	186	156	740	148.0	14%	32%	34%	33%	24%	28% ※	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	8	7	14	6	6	41	8.2	14%	11%	20%	10%	15%	14%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	30	33	25	15	26	129	25.8	20%	24%	17%	9%	18%	17%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	4	15	23	19	25	86	17.2	5%	11%	14%	10%	13%	11%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	140	115	177	193	256	881	176.2	11%	8%	12%	12%	14%	12%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	51	120	59	69	72	371	74.2	21%	28%	16%	13%	13%	18%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	4	7	7	14	14	46	9.2	10%	18%	24%	52%	24%	24%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	2	2	2	0	3	9	1.8	6%	5%	3%	0%	6%	4% ☆	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	5	2	4	5	13	29	5.8	17%	8%	14%	23%	52%	22%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	2	10	6	6	7	31	6.2	8%	25%	20%	25%	23%	21%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	9	13	5	14	32	73	14.6	11%	11%	5%	11%	27%	13%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	22	31	18	9	20	100	20.0	18%	28%	13%	8%	14%	16%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	0	7	5	6	3	21	4.2	0%	21%	15%	14%	7%	12%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	2	4	14	13	10	43	8.6	17%	20%	50%	48%	29%	35% ※	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	3	2	15	10	13	43	8.6	6%	6%	29%	24%	25%	19%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	9	2	5	4	5	25	5.0	28%	10%	16%	9%	13%	15%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	11	1	3	7	4	26	5.2	42%	5%	10%	21%	10%	18%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	21	31	29	42	66	189	37.8	12%	20%	23%	23%	27%	22%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	2	6	13	7	3	31	6.2	10%	20%	35%	32%	18%	24% ※	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	9	7	6	9	12	43	8.6	18%	14%	14%	19%	19%	17%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	21	16	7	16	53	113	22.6	35%	17%	4%	8%	41%	18%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	29	13	17	3	14	76	15.2	60%	23%	24%	6%	13%	23%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	4	16	20	47	49	136	27.2	11%	28%	18%	31%	34%	27% ※	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	6	6	3	9	3	27	5.4	14%	9%	3%	12%	4%	8% ☆	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	21	10	18	18	16	83	16.6	17%	10%	16%	19%	13%	15%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	862	992	1,174	1,429	1,792	6,249	1,249.8	15%	15%	16%	17%	18%	16%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」（次年度への繰越件数）も含まれる。

ア.「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	14	48	46	52	54	214	42.8	4%	10%	11%	12%	9%	9%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	5	3	5	14	2	29	5.8	19%	7%	9%	20%	3%	11%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	6	5	9	5	5	30	6.0	29%	13%	24%	12%	17%	18%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	16	5	15	4	14	54	10.8	15%	4%	10%	2%	5%	6%	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	1	5	0	1	4	11	2.2	5%	28%	0%	7%	31%	13%	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	0	2	2	3	1	8	1.6	0%	7%	5%	8%	3%	5%	☆
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	1	4	3	5	1	14	2.8	2%	4%	4%	5%	1%	3%	☆
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	17	8	2	19	8	54	10.8	25%	13%	4%	21%	9%	15%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	2	1	1	3	6	13	2.6	6%	3%	4%	9%	16%	8%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	4	5	8	10	11	38	7.6	9%	11%	14%	24%	21%	15%	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	21	26	82	160	199	488	97.6	8%	8%	16%	25%	24%	19%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	26	27	28	26	59	166	33.2	9%	9%	8%	6%	12%	9%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	40	36	36	67	71	250	50.0	11%	10%	9%	13%	10%	11%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	11	24	61	99	166	361	72.2	5%	12%	15%	13%	20%	15%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	20	12	10	38	48	128	25.6	14%	8%	5%	11%	11%	10%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	7	4	8	9	3	31	6.2	13%	10%	16%	17%	6%	12%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	2	0	1	2	0	5	1.0	3%	0%	1%	1%	0%	1%	☆
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	2	8	2	0	0	12	2.4	4%	22%	6%	0%	0%	6%	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	5	7	3	1	6	22	4.4	16%	18%	9%	4%	18%	13%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	3	11	7	9	8	38	7.6	3%	11%	10%	13%	7%	8%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	8	5	11	1	13	38	7.6	13%	11%	18%	2%	20%	14%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	7	7	2	5	19	40	8.0	5%	7%	2%	5%	17%	7%	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	49	145	166	178	136	674	134.8	11%	31%	31%	32%	21%	25%	※
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	7	3	6	3	3	22	4.4	12%	5%	9%	5%	8%	7%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	20	13	12	5	9	59	11.8	13%	10%	8%	3%	6%	8%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	3	11	12	12	14	52	10.4	4%	8%	8%	7%	7%	7%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	80	90	151	170	210	701	140.2	6%	6%	10%	11%	11%	9%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	42	114	57	65	58	336	67.2	17%	27%	15%	13%	11%	16%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	1	6	3	7	8	25	5.0	3%	16%	10%	26%	14%	13%	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	1	1	1	0	0	3	0.6	3%	3%	1%	0%	0%	1%	☆
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	5	2	4	3	11	25	5.0	17%	8%	14%	14%	44%	19%	※
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	1	10	4	5	7	27	5.4	4%	25%	13%	21%	23%	18%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	5	7	2	6	11	31	6.2	6%	6%	2%	5%	9%	6%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	14	13	11	8	15	61	12.2	11%	12%	8%	7%	10%	10%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	0	5	3	6	3	17	3.4	0%	15%	9%	14%	7%	10%	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	1	4	11	10	7	33	6.6	8%	20%	39%	37%	20%	27%	※
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	2	2	9	7	7	27	5.4	4%	6%	17%	17%	13%	12%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	8	2	5	3	5	23	4.6	25%	10%	16%	7%	13%	14%	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	10	1	0	1	1	13	2.6	38%	5%	0%	3%	3%	9%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	11	25	16	36	38	126	25.2	7%	16%	13%	20%	16%	14%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	1	5	2	0	2	10	2.0	5%	17%	5%	0%	12%	8%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	7	7	6	7	9	36	7.2	14%	14%	14%	15%	14%	14%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	16	15	4	13	50	98	19.6	27%	16%	2%	7%	39%	15%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	29	9	15	3	12	68	13.6	60%	16%	21%	6%	11%	20%	※
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	3	9	17	42	41	112	22.4	8%	16%	15%	27%	29%	22%	※
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	2	2	1	9	3	17	3.4	5%	3%	1%	12%	4%	5%	☆
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	10	2	15	12	7	46	9.2	8%	2%	13%	13%	6%	8%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	546	756	875	1,144	1,365	4,686	937.2	9%	12%	12%	13%	14%	12%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

イ。「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数							②他部署への引継ぎ件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	349	483	422	446	577	2,277	455.4	22	3	3	1	6	35	7.0	6%	1%	1%	0%	1%	2%	
青森県	27	42	53	69	74	265	53.0	1	0	1	0	1	3	0.6	4%	0%	2%	0%	1%	1%	
岩手県	21	39	37	42	30	169	33.8	0	0	2	4	1	7	1.4	0%	0%	5%	10%	3%	4%	
宮城県	110	134	144	213	261	862	172.4	3	16	14	13	3	49	9.8	3%	12%	10%	6%	1%	6% ※	
秋田県	21	18	19	15	13	86	17.2	6	1	0	0	1	8	1.6	29%	6%	0%	0%	8%	9% ※	
山形県	21	30	38	38	35	162	32.4	3	0	1	4	1	9	1.8	14%	0%	3%	11%	3%	6%	
福島県	59	91	75	97	93	415	83.0	1	0	3	0	0	4	0.8	2%	0%	4%	0%	0%	1%	
茨城県	68	64	48	92	85	357	71.4	9	0	0	2	3	14	2.8	13%	0%	0%	2%	4%	4%	
栃木県	36	39	28	32	38	173	34.6	0	2	2	0	1	5	1.0	0%	5%	7%	0%	3%	3%	
群馬県	47	47	58	42	52	246	49.2	8	3	6	5	2	24	4.8	17%	6%	10%	12%	4%	10% ※	
埼玉県	265	328	510	637	826	2,566	513.2	21	10	15	27	27	100	20.0	8%	3%	3%	4%	3%	4%	
千葉県	288	300	338	404	475	1,805	361.0	15	16	13	15	23	82	16.4	5%	5%	4%	4%	5%	5%	
東京都	349	371	401	517	685	2,323	464.6	19	17	22	17	36	111	22.2	5%	5%	5%	3%	5%	5%	
神奈川県	221	197	420	751	823	2,412	482.4	4	3	10	23	28	68	13.6	2%	2%	2%	3%	3%	3%	
新潟県	143	153	204	344	434	1,278	255.6	3	2	7	8	7	27	5.4	2%	1%	3%	2%	2%	2%	
富山県	52	40	50	54	53	249	49.8	3	2	2	0	1	8	1.6	6%	5%	4%	0%	2%	3%	
石川県	59	102	91	138	116	506	101.2	0	0	2	1	0	3	0.6	0%	0%	2%	1%	0%	1% ☆	
福井県	54	36	32	38	37	197	39.4	1	0	0	0	0	1	0.2	2%	0%	0%	0%	0%	1% ☆	
山梨県	32	39	33	28	34	166	33.2	2	0	0	0	4	6	1.2	6%	0%	0%	0%	12%	4%	
長野県	94	104	72	68	112	450	90.0	3	1	1	2	3	10	2.0	3%	1%	1%	3%	3%	2%	
岐阜県	60	45	61	48	66	280	56.0	1	0	0	0	2	3	0.6	2%	0%	0%	0%	3%	1%	
静岡県	129	99	115	106	115	564	112.8	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	1%	0%	0% ☆	
愛知県	452	475	531	559	655	2,672	534.4	8	7	7	5	2	29	5.8	2%	1%	1%	1%	0%	1%	
三重県	58	65	70	61	40	294	58.8	0	3	7	1	0	11	2.2	0%	5%	10%	2%	0%	4%	
滋賀県	153	135	150	164	146	748	149.6	0	4	3	3	2	12	2.4	0%	3%	2%	2%	1%	2%	
京都府	82	140	159	183	189	753	150.6	0	0	4	5	2	11	2.2	0%	0%	3%	3%	1%	1%	
大阪府	1,241	1,404	1,454	1,558	1,841	7,498	1,499.6	55	21	14	21	13	124	24.8	4%	1%	1%	1%	1%	2%	
兵庫県	244	427	380	513	536	2,100	420.0	5	1	2	2	9	19	3.8	2%	0%	1%	0%	2%	1%	
奈良県	39	38	29	27	58	191	38.2	1	1	3	3	6	14	2.8	3%	3%	10%	11%	10%	7% ※	
和歌山県	31	40	67	62	54	254	50.8	1	1	1	0	3	6	1.2	3%	3%	1%	0%	6%	2%	
鳥取県	30	26	28	22	25	131	26.2	0	0	0	1	1	2	0.4	0%	0%	0%	5%	4%	2%	
島根県	25	40	30	24	30	149	29.8	1	0	2	0	0	3	0.6	4%	0%	7%	0%	0%	2%	
岡山県	82	114	110	130	120	556	111.2	4	6	0	7	8	25	5.0	5%	5%	0%	5%	7%	4%	
広島県	123	109	142	112	144	630	126.0	7	18	6	0	2	33	6.6	6%	17%	4%	0%	1%	5%	
山口県	23	33	33	43	43	175	35.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0% ☆	
徳島県	12	20	28	27	35	122	24.4	1	0	2	3	3	9	1.8	8%	0%	7%	11%	9%	7% ※	
香川県	48	35	52	42	53	230	46.0	1	0	5	1	1	8	1.6	2%	0%	10%	2%	2%	3%	
愛媛県	32	21	32	45	40	170	34.0	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	2%	0%	1% ☆	
高知県	26	20	29	34	39	148	29.6	1	0	1	0	0	2	0.4	4%	0%	3%	0%	0%	1%	
福岡県	169	153	124	184	244	874	174.8	8	3	9	4	17	41	8.2	5%	2%	7%	2%	7%	5%	
佐賀県	21	30	37	22	17	127	25.4	0	0	3	1	1	5	1.0	0%	0%	8%	5%	6%	4%	
長崎県	50	49	44	48	63	254	50.8	1	0	0	2	3	6	1.2	2%	0%	0%	4%	5%	2%	
熊本県	60	94	162	194	128	638	127.6	5	1	3	3	2	14	2.8	8%	1%	2%	2%	2%	2%	
大分県	48	56	70	54	105	333	66.6	0	4	0	0	2	6	1.2	0%	7%	0%	0%	2%	2%	
宮崎県	38	58	113	153	143	505	101.0	1	7	1	5	6	20	4.0	3%	12%	1%	3%	4%	4%	
鹿児島県	43	70	101	77	67	358	71.6	3	3	0	0	0	6	1.2	7%	4%	0%	0%	0%	2%	
沖縄県	123	103	113	93	123	555	111.0	7	8	2	2	3	22	4.4	6%	8%	2%	2%	2%	4%	
合計	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	38,273	7,654.6	235	164	179	193	236	1,007	201.4	4%	3%	2%	2%	2%	3%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「他部署等への引継ぎ件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

参2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表36-1）

（1）事実確認調査を行った事例件数の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数								②事実確認調査件数								②／①					
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値		
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	118	95	125	166	172	676	135.2	99%	88%	92%	94%	85%	91%		
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	25	28	21	34	27	135	27.0	114%	85%	81%	94%	79%	89%		
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	5	5	9	9	18	46	9.2	71%	83%	100%	69%	95%	85%		
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	32	45	43	22	56	198	39.6	46%	80%	74%	33%	58%	57%	☆	
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	24	20	15	19	15	93	18.6	109%	74%	88%	95%	83%	89%		
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	12	11	20	12	31	86	17.2	86%	85%	100%	80%	97%	91%		
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	17	14	21	36	42	130	26.0	100%	82%	95%	100%	88%	93%		
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	19	30	44	65	79	237	47.4	73%	88%	80%	84%	94%	86%		
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	33	42	36	46	66	223	44.6	87%	105%	124%	105%	114%	107%	※	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	48	45	57	70	53	273	54.6	84%	85%	84%	63%	60%	72%	☆	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	109	114	150	187	207	767	153.4	92%	93%	88%	94%	83%	89%		
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	121	121	163	234	298	937	187.4	80%	90%	101%	104%	93%	94%		
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	252	265	311	382	644	1,854	370.8	91%	86%	95%	89%	88%	90%		
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	124	142	144	365	349	1,124	224.8	93%	83%	90%	104%	83%	91%		
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	47	24	38	46	32	187	37.4	142%	86%	95%	96%	89%	101%	※	
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	11	13	19	15	21	79	15.8	69%	72%	90%	83%	95%	83%		
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	38	16	9	34	47	144	28.8	123%	94%	60%	89%	115%	101%	※	
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	23	28	25	33	45	154	30.8	96%	100%	86%	97%	78%	89%		
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	15	21	16	27	28	107	21.4	75%	68%	94%	96%	74%	80%		
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	47	44	62	54	112	319	63.8	72%	85%	100%	90%	95%	89%		
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	22	22	21	37	65	167	33.4	63%	73%	58%	100%	87%	78%		
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	36	58	55	75	101	325	65.0	61%	97%	95%	100%	91%	90%		
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	151	170	177	296	501	1,295	259.0	99%	85%	61%	82%	97%	85%		
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	63	51	58	78	92	342	68.4	90%	98%	91%	111%	93%	96%	※	
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	53	46	76	83	87	345	69.0	64%	75%	88%	93%	81%	81%		
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	37	54	38	59	85	273	54.6	109%	95%	84%	88%	77%	87%		
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	314	307	258	345	422	1,646	329.2	102%	95%	78%	104%	93%	94%		
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	119	109	141	158	232	759	151.8	98%	87%	97%	91%	92%	93%		
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	33	18	33	21	49	154	30.8	85%	69%	92%	66%	79%	79%		
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	9	16	17	23	18	83	16.6	75%	73%	100%	74%	51%	71%	☆	
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	19	23	14	9	19	84	16.8	59%	85%	82%	56%	90%	74%		
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	17	23	14	24	26	104	20.8	94%	85%	100%	100%	93%	94%		
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	21	40	62	90	93	306	61.2	70%	95%	95%	111%	79%	91%		
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	27	23	50	56	77	233	46.6	69%	77%	76%	71%	73%	73%		
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	29	27	40	31	38	165	33.0	107%	87%	98%	100%	93%	96%	※	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	11	17	19	21	27	95	19.0	73%	100%	79%	64%	90%	80%		
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	43	44	29	33	40	189	37.8	93%	96%	71%	72%	73%	81%		
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	16	10	14	19	29	88	17.6	100%	71%	93%	73%	91%	85%		
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	5	8	9	14	36	72	14.4	50%	73%	56%	70%	103%	78%		
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	66	83	89	128	163	529	105.8	67%	75%	78%	80%	77%	76%		
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	5	3	7	12	27	54	10.8	28%	21%	24%	46%	69%	43%	☆	
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	35	24	22	37	43	161	32.2	78%	63%	58%	69%	78%	70%	☆	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	24	36	24	27	35	146	29.2	62%	82%	92%	84%	80%	79%		
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	18	39	33	35	56	181	36.2	67%	95%	87%	100%	84%	87%		
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	49	14	34	36	48	181	36.2	98%	64%	81%	69%	80%	80%		
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	25	53	29	40	51	198	39.6	81%	91%	88%	95%	96%	91%		
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	38	34	27	42	78	219	43.8	84%	83%	77%	81%	83%	82%		
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	2,405	2,475	2,718	3,685	4,880	16,163	3,232.6	87%	86%	85%	90%	87%	87%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ア.「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例

	①相談・通報件数								②虐待が認められた事例						②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	26	24	31	51	37	169	33.8	22%	22%	23%	29%	18%	23%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	10	12	9	6	14	51	10.2	45%	36%	35%	17%	41%	34%	※
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	0	3	5	0	2	10	2.0	0%	50%	56%	0%	11%	19%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	12	12	8	7	18	57	11.4	17%	21%	14%	10%	19%	16%	
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	6	6	7	7	7	33	6.6	27%	22%	41%	35%	39%	32%	
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	5	3	7	1	6	22	4.4	36%	23%	35%	7%	19%	23%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	8	3	6	13	18	48	9.6	47%	18%	27%	36%	38%	34%	※
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	1	8	18	14	29	70	14.0	4%	24%	33%	18%	35%	25%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	11	8	15	13	14	61	12.2	29%	20%	52%	30%	24%	29%	
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	13	10	13	25	15	76	15.2	23%	19%	19%	22%	17%	20%	
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	27	36	44	40	40	187	37.4	23%	29%	26%	20%	16%	22%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	38	44	43	55	74	254	50.8	25%	33%	27%	24%	23%	26%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	53	82	84	101	156	476	95.2	19%	27%	26%	24%	21%	23%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	35	45	40	84	100	304	60.8	26%	26%	25%	24%	24%	25%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	8	3	9	12	11	43	8.6	24%	11%	23%	25%	31%	23%	
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	6	1	5	7	5	24	4.8	38%	6%	24%	39%	23%	25%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	10	7	4	10	13	44	8.8	32%	41%	27%	26%	32%	31%	
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	4	12	5	14	20	55	11.0	17%	43%	17%	41%	34%	32%	※
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	2	7	5	9	6	29	5.8	10%	23%	29%	32%	16%	22%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	7	13	16	15	33	84	16.8	11%	25%	26%	25%	28%	24%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	1	5	5	9	19	39	7.8	3%	17%	14%	24%	25%	18%	
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	6	13	24	25	29	97	19.4	10%	22%	41%	33%	26%	27%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	41	56	60	77	278	512	102.4	27%	28%	21%	21%	54%	34%	※
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	18	17	13	12	27	87	17.4	26%	33%	20%	17%	27%	25%	
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	17	19	23	42	20	121	24.2	20%	31%	27%	47%	19%	28%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	6	11	16	22	30	85	17.0	18%	19%	36%	33%	27%	27%	
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	86	80	63	73	137	439	87.8	28%	25%	19%	22%	30%	25%	
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	30	33	31	43	61	198	39.6	25%	26%	21%	25%	24%	24%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	10	12	9	6	11	48	9.6	26%	46%	25%	19%	18%	25%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	0	4	3	9	3	19	3.8	0%	18%	18%	29%	9%	16%	☆
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	3	5	3	1	8	20	4.0	9%	19%	18%	6%	38%	18%	
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	3	8	5	6	6	28	5.6	17%	30%	36%	25%	21%	25%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	3	3	11	36	30	83	16.6	10%	7%	17%	44%	25%	25%	
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	4	5	13	19	18	59	11.8	10%	17%	20%	24%	17%	18%	
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	4	7	14	7	9	41	8.2	15%	23%	34%	23%	22%	24%	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	2	10	7	12	4	35	7.0	13%	59%	29%	36%	13%	29%	
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	1	4	1	8	4	18	3.6	2%	9%	2%	17%	7%	8%	☆
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	3	2	5	2	7	19	3.8	19%	14%	33%	8%	22%	18%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	1	1	1	7	17	27	5.4	10%	9%	6%	35%	49%	29%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	18	17	13	30	26	104	20.8	18%	15%	11%	19%	12%	15%	☆
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	1	0	0	6	10	17	3.4	6%	0%	0%	23%	26%	13%	☆
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	16	10	6	16	7	55	11.0	36%	26%	16%	30%	13%	24%	
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	4	13	8	12	10	47	9.4	10%	30%	31%	38%	23%	25%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	4	3	9	8	9	33	6.6	15%	7%	24%	23%	13%	16%	☆
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	27	2	10	20	17	76	15.2	54%	9%	24%	38%	28%	34%	※
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	7	12	11	12	9	51	10.2	23%	21%	33%	29%	17%	24%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	15	10	10	18	25	78	15.6	33%	24%	29%	35%	27%	29%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	613	701	748	1,022	1,449	4,533	906.6	22%	24%	23%	25%	26%	24%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は

②「虐待が認められた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参 1－2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）
 ②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例

	①相談・通報件数								②虐待の事実が認められなかった事例								②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値			
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	31	41	48	44	73	237	47.4	26%	38%	35%	25%	36%	32%			
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	11	6	6	11	3	37	7.4	50%	18%	23%	31%	9%	25%			
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	4	1	2	5	8	20	4.0	57%	17%	22%	38%	42%	37%			
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	15	7	10	4	11	47	9.4	21%	13%	17%	6%	11%	14%	☆		
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	7	8	1	3	4	23	4.6	32%	30%	6%	15%	22%	22%			
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	5	7	4	7	9	32	6.4	36%	54%	20%	47%	28%	34%			
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	7	7	12	12	10	48	9.6	41%	41%	55%	33%	21%	34%			
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	6	8	15	28	14	71	14.2	23%	24%	27%	36%	17%	26%			
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	14	15	8	18	23	78	15.6	37%	38%	28%	41%	40%	37%			
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	19	12	23	15	18	87	17.4	33%	23%	34%	13%	20%	23%			
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	45	39	52	68	73	277	55.4	38%	32%	30%	34%	29%	32%			
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	54	38	56	70	119	337	67.4	36%	28%	35%	31%	37%	34%			
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	125	86	80	107	229	627	125.4	45%	28%	24%	25%	31%	30%			
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	51	33	46	98	47	275	55.0	38%	19%	29%	28%	11%	22%			
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	34	13	9	14	9	79	15.8	103%	46%	23%	29%	25%	43%	※		
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	4	3	6	2	7	22	4.4	25%	17%	29%	11%	32%	23%			
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	12	6	2	12	25	57	11.4	39%	35%	13%	32%	61%	40%	※		
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	14	9	8	9	17	57	11.4	58%	32%	28%	26%	29%	33%			
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	6	11	7	8	10	42	8.4	30%	35%	41%	29%	26%	31%			
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	27	15	28	19	26	115	23.0	42%	29%	45%	32%	22%	32%			
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	10	13	9	10	28	70	14.0	29%	43%	25%	27%	37%	33%			
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	21	28	11	27	33	120	24.0	36%	47%	19%	36%	30%	33%			
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	88	70	74	127	116	475	95.0	58%	35%	25%	35%	22%	31%			
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	38	12	24	35	36	145	29.0	54%	23%	38%	50%	36%	41%	※		
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	22	22	34	29	51	158	31.6	27%	36%	40%	33%	48%	37%			
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	20	12	4	24	23	83	16.6	59%	21%	9%	36%	21%	27%			
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	191	163	135	191	194	874	174.8	62%	51%	41%	58%	43%	50%	※		
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	74	30	36	70	74	284	56.8	61%	24%	25%	40%	29%	35%			
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	11	4	18	1	9	43	8.6	28%	15%	50%	3%	15%	22%			
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	2	5	7	3	9	26	5.2	17%	23%	41%	10%	26%	22%			
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	12	10	8	2	4	36	7.2	38%	37%	47%	13%	19%	32%			
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	10	7	4	7	2	30	6.0	56%	26%	29%	29%	7%	27%			
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	6	8	6	14	27	61	12.2	20%	19%	9%	17%	23%	18%	☆		
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	11	6	20	20	25	82	16.4	28%	20%	30%	25%	24%	26%			
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	20	9	9	8	12	58	11.6	74%	29%	22%	26%	29%	34%			
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	2	1	1	3	2	9	1.8	13%	6%	4%	9%	7%	8%	☆		
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	25	23	7	9	14	78	15.6	54%	50%	17%	20%	25%	33%			
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	11	2	6	11	5	35	7.0	69%	14%	40%	42%	16%	34%			
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	3	1	5	3	9	21	4.2	30%	9%	31%	15%	26%	23%			
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	31	33	34	31	68	197	39.4	32%	30%	30%	19%	32%	28%			
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	1	0	2	2	6	11	2.2	6%	0%	7%	8%	15%	9%	☆		
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	6	3	10	11	16	46	9.2	13%	8%	26%	20%	29%	20%			
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	8	11	9	2	8	38	7.6	21%	25%	35%	6%	18%	21%			
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	12	34	16	9	30	101	20.2	44%	83%	42%	26%	45%	49%	※		
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	8	1	14	9	11	43	8.6	16%	5%	33%	17%	18%	19%	☆		
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	12	15	8	20	31	86	17.2	39%	26%	24%	48%	58%	40%			
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	16	11	9	9	29	74	14.8	36%	27%	26%	17%	31%	28%			
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	1,162	899	943	1,241	1,607	5,852	1,170.4	42%	31%	29%	30%	29%	32%			

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

※②「虐待が認められなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ウ.「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①相談・通報件数								②虐待の判断に至らなかった事例								②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値			
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	61	30	46	71	62	270	54.0	51%	28%	34%	40%	31%	36%			
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	4	10	6	17	10	47	9.4	18%	30%	23%	47%	29%	31%			
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	1	1	2	4	8	16	3.2	14%	17%	22%	31%	42%	30%			
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	5	26	25	11	27	94	18.8	7%	46%	43%	16%	28%	27%			
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	11	6	7	9	4	37	7.4	50%	22%	41%	45%	22%	36%			
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	2	1	9	4	16	32	6.4	14%	8%	45%	27%	50%	34%			
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	2	4	3	11	14	34	6.8	12%	24%	14%	31%	29%	24%			
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	12	14	11	23	36	96	19.2	46%	41%	20%	30%	43%	35%			
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	8	19	13	15	29	84	16.8	21%	48%	45%	34%	50%	40%※			
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	16	23	21	30	20	110	22.0	28%	43%	31%	27%	23%	29%			
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	37	39	54	79	94	303	60.6	31%	32%	32%	40%	38%	35%			
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	29	39	64	109	105	346	69.2	19%	29%	40%	48%	33%	35%			
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	74	97	147	174	259	751	150.2	27%	32%	45%	41%	36%	36%			
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	38	64	58	183	202	545	109.0	29%	37%	36%	52%	48%	44%※			
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	5	8	20	20	12	65	13.0	15%	29%	50%	42%	33%	35%			
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	1	9	8	6	9	33	6.6	6%	50%	38%	33%	41%	35%			
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	16	3	3	12	9	43	8.6	52%	18%	20%	32%	22%	30%			
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	5	7	12	10	8	42	8.4	21%	25%	41%	29%	14%	24%			
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	7	3	4	10	12	36	7.2	35%	10%	24%	36%	32%	27%			
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	13	16	18	20	53	120	24.0	20%	31%	29%	33%	45%	34%			
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	11	4	7	18	18	58	11.6	31%	13%	19%	49%	24%	27%			
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	9	17	20	23	39	108	21.6	15%	28%	34%	31%	35%	30%			
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	22	44	43	92	107	308	61.6	14%	22%	15%	26%	21%	20%☆			
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	7	22	21	31	29	110	22.0	10%	42%	33%	44%	29%	31%			
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	14	5	19	12	16	66	13.2	17%	8%	22%	13%	15%	15%☆			
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	11	31	18	13	32	105	21.0	32%	54%	40%	19%	29%	34%			
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	37	64	60	81	91	333	66.6	12%	20%	18%	24%	20%	19%☆			
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	15	46	74	45	97	277	55.4	12%	37%	51%	26%	39%	34%			
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	12	2	6	14	29	63	12.6	31%	8%	17%	44%	47%	32%			
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	7	7	7	11	6	38	7.6	58%	32%	41%	35%	17%	32%			
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	4	8	3	6	7	28	5.6	13%	30%	18%	38%	33%	25%			
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	4	8	5	11	18	46	9.2	22%	30%	36%	46%	64%	41%※			
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	12	29	45	40	36	162	32.4	40%	69%	69%	49%	31%	48%※			
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	12	12	17	17	34	92	18.4	31%	40%	26%	22%	32%	29%			
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	5	11	17	16	17	66	13.2	19%	35%	41%	52%	41%	39%			
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	7	6	11	6	21	51	10.2	47%	35%	46%	18%	70%	43%※			
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	17	17	21	16	22	93	18.6	37%	37%	51%	35%	40%	40%			
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	2	6	3	6	17	34	6.8	13%	43%	20%	23%	53%	33%			
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	1	6	3	4	10	24	4.8	10%	55%	19%	20%	29%	26%			
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	17	33	42	67	69	228	45.6	17%	30%	37%	42%	33%	33%			
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	3	3	5	4	11	26	5.2	17%	21%	17%	15%	28%	21%☆			
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	13	11	6	10	20	60	12.0	29%	29%	16%	19%	36%	26%			
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	12	12	7	13	17	61	12.2	31%	27%	27%	41%	39%	33%			
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	2	2	8	18	17	47	9.4	7%	5%	21%	51%	25%	23%☆			
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	14	11	10	7	20	62	12.4	28%	50%	24%	13%	33%	27%			
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	6	26	10	8	11	61	12.2	19%	45%	30%	19%	21%	28%			
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	7	13	8	15	24	67	13.4	16%	32%	23%	29%	26%	25%			
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	630	875	1,027	1,422	1,824	5,778	1,155.6	23%	31%	32%	35%	32%	31%			

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待の判断に至らなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待の判断に至らなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

(2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況（都道府県別）

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②／①						
	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	R01	R02	R03	R04	R05	5ヶ年 平均値	
北海道	119	108	136	177	203	743	148.6	4	4	6	13	13	40	8.0	3%	4%	4%	7%	6%	5%	
青森県	22	33	26	36	34	151	30.2	0	0	3	1	5	9	1.8	0%	0%	12%	3%	15%	6%	
岩手県	7	6	9	13	19	54	10.8	0	0	0	2	0	2	0.4	0%	0%	0%	15%	0%	4%	
宮城県	70	56	58	67	96	347	69.4	26	4	14	30	17	91	18.2	37%	7%	24%	45%	18%	26%	※
秋田県	22	27	17	20	18	104	20.8	0	7	2	1	2	12	2.4	0%	26%	12%	5%	11%	12%	
山形県	14	13	20	15	32	94	18.8	1	1	0	1	1	4	0.8	7%	8%	0%	7%	3%	4%	
福島県	17	17	22	36	48	140	28.0	0	1	1	1	2	5	1.0	0%	6%	5%	3%	4%	4%	
茨城県	26	34	55	77	84	276	55.2	2	1	8	11	8	30	6.0	8%	3%	15%	14%	10%	11%	
栃木県	38	40	29	44	58	209	41.8	1	0	1	1	2	5	1.0	3%	0%	3%	2%	3%	2%	☆
群馬県	57	53	68	112	88	378	75.6	5	7	13	33	30	88	17.6	9%	13%	19%	29%	34%	23%	※
埼玉県	118	123	171	200	249	861	172.2	5	3	23	7	23	61	12.2	4%	2%	13%	4%	9%	7%	
千葉県	152	134	161	225	320	992	198.4	7	11	14	10	15	57	11.4	5%	8%	9%	4%	5%	6%	
東京都	276	307	329	428	728	2,068	413.6	13	36	18	26	71	164	32.8	5%	12%	5%	6%	10%	8%	
神奈川県	133	171	160	352	419	1,235	247.0	5	17	7	5	31	65	13.0	4%	10%	4%	1%	7%	5%	
新潟県	33	28	40	48	36	185	37.0	2	3	2	1	1	9	1.8	6%	11%	5%	2%	3%	5%	
富山県	16	18	21	18	22	95	19.0	2	0	1	3	0	6	1.2	13%	0%	5%	17%	0%	6%	
石川県	31	17	15	38	41	142	28.4	2	1	2	2	2	9	1.8	6%	6%	13%	5%	5%	6%	
福井県	24	28	29	34	58	173	34.6	0	0	3	1	3	7	1.4	0%	0%	10%	3%	5%	4%	
山梨県	20	31	17	28	38	134	26.8	0	3	0	3	2	8	1.6	0%	10%	0%	11%	5%	6%	
長野県	65	52	62	60	118	357	71.4	2	4	1	2	4	13	2.6	3%	8%	2%	3%	3%	4%	
岐阜県	35	30	36	37	75	213	42.6	0	0	1	0	3	4	0.8	0%	0%	3%	0%	4%	2%	☆
静岡県	59	60	58	75	111	363	72.6	17	1	1	2	4	25	5.0	29%	2%	2%	3%	4%	7%	
愛知県	153	200	291	360	519	1,523	304.6	2	25	108	54	114	303	60.6	1%	13%	37%	15%	22%	20%	
三重県	70	52	64	70	99	355	71.0	3	2	3	2	2	12	2.4	4%	4%	5%	3%	2%	3%	
滋賀県	83	61	86	89	107	426	85.2	16	3	1	6	9	35	7.0	19%	5%	1%	7%	8%	8%	
京都府	34	57	45	67	110	313	62.6	0	1	2	3	3	9	1.8	0%	2%	4%	4%	3%	3%	☆
大阪府	309	322	331	331	452	1,745	349.0	6	17	11	11	9	54	10.8	2%	5%	3%	3%	2%	3%	
兵庫県	121	126	145	174	251	817	163.4	4	10	3	7	7	31	6.2	3%	8%	2%	4%	3%	4%	
奈良県	39	26	36	32	62	195	39.0	1	3	1	7	12	24	4.8	3%	12%	3%	22%	19%	12%	
和歌山県	12	22	17	31	35	117	23.4	0	0	0	1	2	3	0.6	0%	0%	0%	3%	6%	3%	☆
鳥取県	32	27	17	16	21	113	22.6	13	3	1	5	2	24	4.8	41%	11%	6%	31%	10%	21%	※
島根県	18	27	14	24	28	111	22.2	2	3	0	0	3	8	1.6	11%	11%	0%	0%	11%	7%	
岡山県	30	42	65	81	118	336	67.2	4	1	4	3	20	32	6.4	13%	2%	6%	4%	17%	10%	
広島県	39	30	66	79	105	319	63.8	5	7	14	22	22	70	14.0	13%	23%	21%	28%	21%	22%	※
山口県	27	31	41	31	41	171	34.2	1	1	1	2	2	7	1.4	4%	3%	2%	6%	5%	4%	
徳島県	15	17	24	33	30	119	23.8	0	0	4	10	3	17	3.4	0%	0%	17%	30%	10%	14%	
香川県	46	46	41	46	55	234	46.8	3	2	7	2	5	19	3.8	7%	4%	17%	4%	9%	8%	
愛媛県	16	14	15	26	32	103	20.6	0	1	0	6	0	7	1.4	0%	7%	0%	23%	0%	7%	
高知県	10	11	16	20	35	92	18.4	0	1	3	3	1	8	1.6	0%	9%	19%	15%	3%	9%	
福岡県	98	110	114	161	211	694	138.8	19	21	13	22	32	107	21.4	19%	19%	11%	14%	15%	15%	
佐賀県	18	14	29	26	39	126	25.2	0	0	0	0	1	1	0.2	0%	0%	0%	0%	3%	1%	☆
長崎県	45	38	38	54	55	230	46.0	2	13	12	12	8	47	9.4	4%	34%	32%	22%	15%	20%	※
熊本県	39	44	26	32	44	185	37.0	4	5	1	2	4	16	3.2	10%	11%	4%	6%	9%	9%	
大分県	27	41	38	35	67	208	41.6	8	3	3	0	3	17	3.4	30%	7%	8%	0%	4%	8%	
宮崎県	50	22	42	52	60	226	45.2	1	7	5	12	7	32	6.4	2%	32%	12%	23%	12%	14%	
鹿児島県	31	58	33	42	53	217	43.4	0	10	5	1	0	16	3.2	0%	17%	15%	2%	0%	7%	
沖縄県	45	41	35	52	94	267	53.4	4	5	4	3	8	24	4.8	9%	12%	11%	6%	9%	9%	
合計	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	18,556	3,711.2	192	248	327	352	518	1,637	327.4	7%	9%	10%	9%	9%	9%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「調査不要と判断した件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。